

令和 6 年度 教育委員会 第24回定例会 議案

1 日 時 令和 7 年 3 月 19 日（水） 午後 1 時 00 分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

（1）開 会

（2）議 案

第 43 号議案 静岡県教育委員会組織規則の一部改正 … 1

第 44 号議案 令和 7 年度教育行政の基本方針の策定 … 10

第 45 号議案 静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する
規程の制定 … 15

第 46 号議案 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議 … 19

第 47 号議案 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）
の在り方 … 22

<非>第 48 号議案 令和 7 年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命 … 非

<非>第 49 号議案 教職員の懲戒処分 … 非

<非>第 50 号議案 教職員の懲戒処分 … 非

<非>第 51 号議案 訴訟対応 … 非

<非>第 52 号議案 令和 7 年度教育部管理職員人事異動 … 非

（3）報告事項

（4）閉 会

静岡県教育委員会

第 43 号議案

静岡県教育委員会組織規則の一部改正

令和 7 年度教育委員会組織の改編に伴い、静岡県教育委員会組織規則の一部改正を行う。

令和 7 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会組織規則の一部改正

1 改正の理由

令和7年度教育委員会組織の改編に伴い必要な改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 教育部の所掌事務を総括整理し、新県立中央図書館整備の特命事項を担うため、「理事（総括・新図書館担当）」の職を設置する。（第6条関係）
- (2) こども政策のうち、教育に関する特定の重要事項を調整するため、「理事（こども政策連携担当）」の職を設置する。（第6条関係）
- (3) 教育部の重要事項に関する特定事項を処理するため、「参与」の職を設置する。（第6条関係）
- (4) 市町支援や教育施設の資産経営（ファシリティマネジメント）などを強化していくため、教育施設課の「管理・助成班」、「施設整備班」、「施設保全班」を廃止し、「市町支援班」、「資産経営班」、「保全班」を設置する。（第7条関係）
- (5) こども施策の一体的な推進を図るため、幼児教育推進業務を知事部局に補助執行し、義務教育課幼児教育推進室を健康福祉部こども若者局こども未来課に移管する。（第7条、第8条、第12条関係）
- (6) 附属機関のうち、教育職員免許状再授与審査会を新設し、青少年問題協議会及び青少年対策本部を廃止する。（第8条、第15条関係）
- (7) 県立学校の総務事務の集中化を推進するため、教育厚生課に「教育総務事務推進室長」の職を設置する。（第9条関係）
- (8) 総合教育センター総務企画・ICT推進課の「総務管理班」及び「企画・ICT推進班」を統合し「総務企画・ICT推進班」を設置する。（第11条関係）

3 施行期日

この規則は一部の改正を除いて、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度教育委員会組織

委員会

※教育長と教育委員により構成

委員

委員

委員

委員

委員

教育長

教育部長

教育監
理 事
参 事
参 与

〈事務局〉

教育総務課
教育政策課
教育D X推進課
財務課
教育厚生課
教育施設課
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課
健康体育課
社会教育課
新図書館整備課
静東教育事務所
静西教育事務所

〈教育機関(学校以外)〉

中央図書館

総合教育センター

焼津青少年の家

観音山少年自然の家

〈教育機関(学校)〉

各県立学校(110校)

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

第1条 静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
（職及び職制） 第6条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。 <table><tr><th>職名</th><th>職務</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>理事（政策管理担当）</td><td>(1) （略） (2) 教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課及び社会教育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</td></tr><tr><td>理事（新図書館担当）</td><td>(1) 教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。 (2) 教育部の所掌事務（新図書館整備課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>参事（学校教育担当）</td><td>教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</td></tr></table>	職名	職務	（略）		理事（政策管理担当）	(1) （略） (2) 教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課及び社会教育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。	理事（新図書館担当）	(1) 教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。 (2) 教育部の所掌事務（新図書館整備課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。	（略）		参事（学校教育担当）	教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。	（職及び職制） 第6条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。 <table><tr><th>職名</th><th>職務</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>理事（総括・新図書館担当）</td><td>(1) （略） (2) 教育行政事務に関する特定の重要事項（新図書館整備）を処理する。</td></tr><tr><td>理事（こども政策連携担当）</td><td>こども政策のうち、教育に関する特定の重要事項を調整する。</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>参事（学校教育担当）</td><td>教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）について所属職員を指揮監督する。</td></tr></table>	職名	職務	（略）		理事（総括・新図書館担当）	(1) （略） (2) 教育行政事務に関する特定の重要事項（新図書館整備）を処理する。	理事（こども政策連携担当）	こども政策のうち、教育に関する特定の重要事項を調整する。	（略）		参事（学校教育担当）	教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）について所属職員を指揮監督する。
職名	職務																								
（略）																									
理事（政策管理担当）	(1) （略） (2) 教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課及び社会教育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。																								
理事（新図書館担当）	(1) 教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。 (2) 教育部の所掌事務（新図書館整備課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。																								
（略）																									
参事（学校教育担当）	教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。																								
職名	職務																								
（略）																									
理事（総括・新図書館担当）	(1) （略） (2) 教育行政事務に関する特定の重要事項（新図書館整備）を処理する。																								
理事（こども政策連携担当）	こども政策のうち、教育に関する特定の重要事項を調整する。																								
（略）																									
参事（学校教育担当）	教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）について所属職員を指揮監督する。																								

(略)

- 2 (略)
(位置及び組織)

第7条 (略)

- 2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
(略)	
教育施設課	管理・助成班 企画班 施設整備班 施設保全班
(略)	

- 3 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を附置し、それぞれの室に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	室名	班名
義務教育課	幼児教育推進室	幼児教育推進班

(所掌事務)

- 第8条** 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
(略)	
義務教育課	(1) 小学校、中学校、 <u>義務教育学校及び幼稚園</u> の設置及び廃止（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (2)～(19) (略) (20) <u>幼児期の教育の振興に関する施策の企画、立案及び調整に関すること。</u> (21) <u>幼稚園の教育職員の研修に関すること。</u> (22) <u>幼稚園の教育課程及び園児の指</u>

(略)	
参与	部の重要事項に関する特定事項を処理する。

- 2 (略)
(位置及び組織)

第7条 (略)

- 2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
(略)	
教育施設課	市町支援班 企画班 資産経営班 保全班
(略)	

(所掌事務)

- 第8条** 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
(略)	
義務教育課	(1) 小学校、中学校及び <u>義務教育学校</u> の設置及び廃止（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (2)～(19) (略) (20) <u>小学校教育と幼児期の教育との接続に関すること。</u>

	<u>導に関すること。</u>		
	<u>(23) 幼稚園の運営に関すること。</u>		
	<u>(24) 幼稚園の特別支援教育に関する</u> <u>こと。</u>		
(略)			
社会教育 課	(1)～(18) (略) <u>(19) 青少年対策本部に関すること。</u> <u>(20)・(21)</u>		
(略)			
2～5 (略) (職及び職制)			
第9条 (略)			
2～4 (略)			
5 (略) (組織)			
第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同 表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関 又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、 それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を 置く。			
現地機関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県総合 教育センタ ー		総務企画・ ICT推進課	<u>総務管理班</u> <u>企画・ICT推</u> <u>進班</u> 生涯 学習推進班
	(略)		
(略)			
2 (略) (所掌事務)			
第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務 は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の 中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に			

(略)			
社会教育 課	(1)～(18) (略) <u>(19)・(20) (略)</u>		
(略)			
2～5 (略) (職及び職制)			
第9条 (略)			
2～4 (略)			
<u>5 教育厚生課に教育総務事務推進室長を置き、</u> <u>その職にある者は、上司の命を受けて、総務事</u> <u>務の集中化に関する重要事項を処理する。</u>			
6 (略) (組織)			
第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同 表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関 又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、 それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を 置く。			
現地機関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県総合 教育センタ ー		総務企画・ ICT推進課	<u>総務企画・</u> <u>ICT推進班</u> 生涯学習推 進班
	(略)		
(略)			
2 (略) (所掌事務)			
第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務 は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の 中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に			

掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

現地機関名	課名	所掌事務
(略)		
静岡県静岡東 教育事務所 及び静岡県 静岡西教育事 務所	(略)	
	地域支援 課	(1) 小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> <u>及び幼稚園</u> の設置 及び廃止に関する こと。
		(2)～(4) (略)
		(5) 小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> <u>及び幼稚園</u> の教育 課程、学習指導、 生徒指導及び進路 指導に関するこ と。
		(6)～(15) (略)
	(16) 小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> <u>及び幼稚園</u> の研究 指導に関するこ と。	
	(17) (略)	
(略)		

(附属機関)

第15条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担任事項及び主管課は、次の表のとおりである。

名称	担任事務	主管課
----	------	-----

掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

現地機関名	課名	所掌事務
(略)		
静岡県静岡東 教育事務所 及び静岡県 静岡西教育事 務所	(略)	
	地域支援 課	(1) 小学校、中学校 及び義務教育学校 の設置及び廃止に 関すること。
		(2)～(4) (略)
		(5) 小学校、中学校 及び義務教育学校 の教育課程、学習 指導、生徒指導及 び進路指導に関す ること。
		(6)～(15) (略)
	(16) 小学校、中学校 及び義務教育学校 の研究指導に関す ること。	
	(17) (略)	
	(18) 小学校教育と幼 児期の教育との接 続に関すること。	
(略)		

(附属機関)

第15条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担任事項及び主管課は、次の表のとおりである。

名称	担任事務	主管課
----	------	-----

(略)			(略)		
静岡県教科 用図書選定 審議会	(略)	義務教育 課	静岡県教科 用図書選定 審議会	(略)	義務教育 課
			教育職員免 許状再授与 審査会	教育職員等による児 童生徒性暴力等の防 止等に関する法律 (令和3年法律第57 号)第2条第6項に 規定する特定免許状 失効者等の免許状の 再授与に関する事項 についての調査審議 に関する事務	
静岡県産業 教育審議会	(略)		静岡県産業 教育審議会	(略)	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 静岡県教育委員会組織規則の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(所掌事務)		(所掌事務)	
第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。		第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。	
課名	所掌事務	課名	所掌事務
(略)		(略)	
社会教育 課	(1)～(16) (略) (17) <u>静岡県青少年問題協議会に関すること。</u> (18)～(20)	社会教育 課	(1)～(16) (略) (17)～(19)
(略)		(略)	
2～5 (略)		2～5 (略)	
(附属機関)		(附属機関)	
第15条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担任事項及び主管課は、次の表のとおりである。		第15条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担任事項及び主管課は、次の表のとおりである。	

名称	担任事務	主管課
(略)		
静岡県社会 教育委員	(略)	社会教育 課
静岡県青少 年問題協議 会	<u>青少年の指導、育 成、保護及び矯正に ついての総合的施策 の樹立に関する重要 事項の調査・審議に 関する事務</u>	
静岡県青少 年環境整備 審議会	(略)	

名称	担任事務	主管課
(略)		
静岡県社会 教育委員	(略)	社会教育 課
静岡県青少 年環境整備 審議会	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中、第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和7年11月1日から施行する。

第 44 号議案

令和 7 年度 教育行政の基本方針の策定

令和 7 年度 教育行政の基本方針を別紙のとおり策定する。

令和 7 年 3 月 19 日

静岡県教育委員会教育長

令和 7 年度 教育行政の基本方針の策定

(教育政策課)

1 要旨

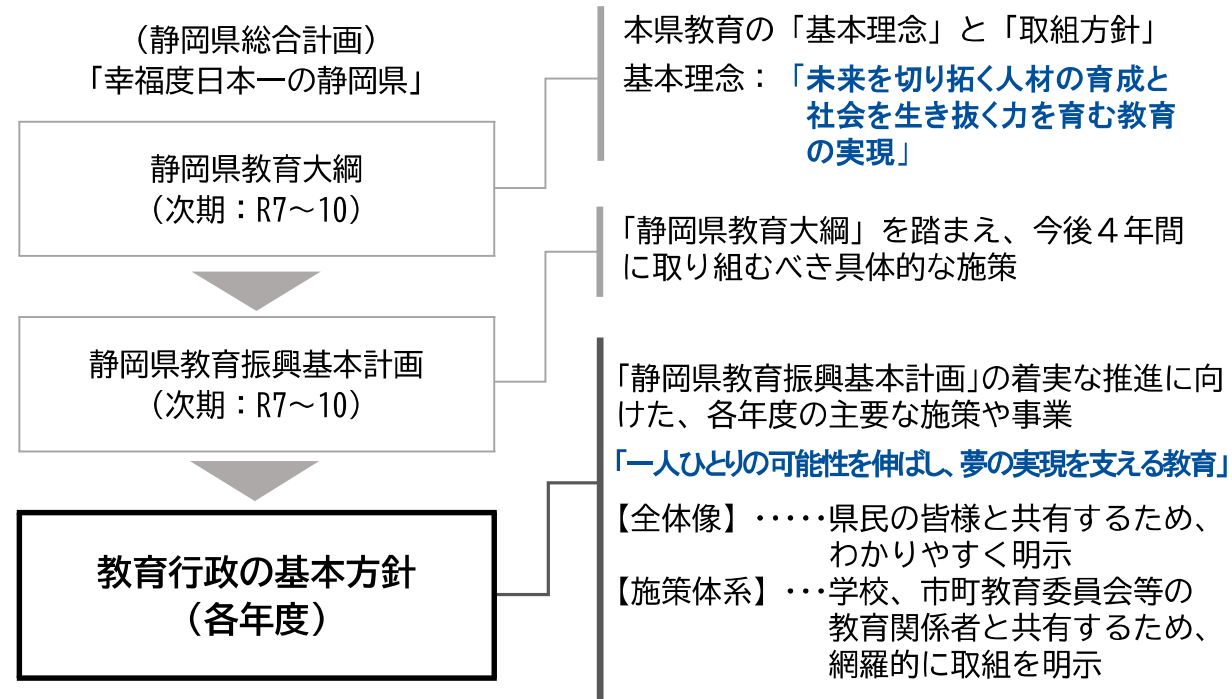
教育委員会では、教育行政の基本的な考え方を学校現場に浸透させ、着実に教育行政を推進するため、毎年度「教育行政の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定している。

令和 7 年度の基本方針について、教育委員会定例会に上程する。

2 策定の考え方

令和 7 年度の基本方針については、令和 7 年 3 月策定予定の次期「教育に関する大綱」の基本理念及び取組方針を踏まえて施策体系を整理し、単年度の重点取組が明確となるよう事務局案を策定した。

令和7年度 教育行政の基本方針【全体像】（案）



現状・課題

予測困難な時代、 求められる人材の変化	・社会情勢の変化、持続可能性の危機に対応できる 人材の育成 ⇒ I 未来を創造する力を育む教育の推進
支援を必要とする 児童生徒の増加	・個々のニーズに沿った学びの支援が必要 ⇒ II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進
教育課題の多様化、 複雑化	・地域、家庭、企業等との連携による学びの充実 ⇒ III 地域ぐるみで取り組む教育の推進
教員志願者の減少 学校施設の老朽化等	・時代や状況に応じて学びの基盤の変革が必要 ⇒ IV 学びを支える基盤づくり

令和7年度「新たな取組」・「特に充実を図る取組」

I 未来を創造する力を育む教育の推進

創造性を育む学びの充実

重点取組	R7取組目標
○ 「小1ギャップ」解消に向けた支援体制の充実	←小学1年生の31人以上の学級に 支援員を配置
○ 健康福祉部との連携による幼保小の円滑な接続	←保育プログラム(R6開発)の展開
○ 探究コンソーシアムを核とした探究学習の深化	←全10地区にコンソーシアムを 順次構築(R6～8)
○ 非認知能力の育成	←指導手法・指標の開発、人間関 係づくりプログラムの改訂
○ 大学等と連携した起業家育成プログラムによる イノベティブな人材の育成	←起業家による講義、ディープ テック技術探索
○ 高度デジタル人材の育成	←小中高対象の講座（プログラミ ング、高校のカリキュラム開発）
○ 県立高校の在り方の検討と具現化	←R8までに地域協議会を全11地区 に設置、ランドデザイン具現化

地域の将来を担う人材の育成

○ 専門高校等における産業教育の在り方の検討	←産業教育審議会による審議、答申
○ 中学校の部活動の地域展開等	←各市町の実証事業の取組等支援

グローバル人材の育成

○ 探究を伴う留学の推進（寄附金活用）	←国事業の成果検証、 本県独自の留学事業の立案
---------------------	----------------------------

II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進

○ 不登校児童生徒に対する多様な学びの場の確保	←バーチャルスクール開設、校内 教育支援センターの設置促進
○ AIアシストツールの開発による 特別支援教育の充実	←授業づくりアシストツールの 開発・試行

III 地域ぐるみで取り組む教育の推進

○ 「新たな知の拠点」となる新県立図書館の整備	←着実な整備
-------------------------	--------

IV 学びを支える基盤づくり

○ 教育データやAI等の活用による学びの充実	←デジタルプラットフォーム拡充 （高校3⇒9校、特支1⇒全校）
------------------------	------------------------------------

※ 各施策の進捗を評価するための「指標」は、令和7年度中に策定予定の次期教育振興基本計画において明記します

令和7年度 教育行政の基本方針【施策体系】

静岡県教育委員会では、令和7年3月に策定された新たな「静岡県教育大綱」に基づき、「未来を切り拓く人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育の実現」に向け、学校・家庭・地域等との連携・協働の下、令和7年度は以下の取組を重点的に推進します。

子どもたちが将来にわたり幸せを実感できるよう、一人ひとりの個性や感性を大切に可能性を伸ばす教育により、夢の実現を支え、社会全体のウェルビーイングを目指します。地域の方々との関係を築きながら、社会総がかりで取組を推進していきます。

※下線の項目は新たな視点による取組や特に充実を図る取組です。

I 未来を創造する力を育む教育の推進

創造性を育む学びの充実

個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学びの深化

- 静岡式35人学級編制、小学校中学年及び高学年の教科担任制導入促進による指導の充実
- 「小1ギャップ」解消に向けた小学1年生に対する支援員の配置、幼保小の円滑な接続の推進
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- 探究コンソーシアムを核とした県全域での探究的な学びの充実
- 非認知能力の育成(指導手法・指標の開発、「人間関係づくりプログラム」の改訂等)

優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実

- 大学や企業等との連携による起業家育成プログラムを通じたイノベティブな人材の育成
- AI等を主体的かつ戦略的に使用できる高度デジタル人材の育成

高等学校の魅力化・特色化

- 主体的・多様な学びの展開による「行きたい学校づくり」の推進
- 地域の意見を踏まえた県立高校の在り方の検討と具現化

活力ある多文化共生社会の実現に向けた教育環境の充実

- 外国ルーツの児童生徒への日本語指導、キャリア形成支援、不就学解消に向けた市町の取組の支援

地域の将来を担う人材の育成

勤労観・職業観を育む教育の推進

- キャリア・パスポートの活用等による体系的・系統的なキャリア教育の推進

専門的職業人材の育成

- 専門高校等における次代を見据えた産業教育の在り方の検討
- 農業・水産高校とAOI・MaOIプロジェクトとの連携
- 産業界から専門高校にCEOや技術者を招聘する「マイスター・ハイスクール」事業の推進

スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進、多彩で魅力的な文化・芸術の創造・発信

- 部活動指導員等の外部人材の活用、中学校の部活動の地域展開等
- 児童生徒の体力向上に向けた取組の推進

グローバル人材の育成

国際的な学びと地域学の推進

- 「ふじのくにグローバル人材育成基金」も活用した国内外での国際交流や留学の促進
- 県立高校への国際バカロレア教育の導入によるグローバル教育・探究学習の推進
- 地域の歴史や文化を知り、郷土のよさを実感できる学習機会の充実

II 全ての人の学びを支え力を引き出す教育の推進

多様性を尊重する教育の推進

人権教育の推進と人権文化の定着

- 教職員や児童生徒の人権意識醸成の更なる推進
- いじめの未然防止・早期発見と、法に基づく組織的対応の推進

個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援

一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援

- 不登校児童生徒に対する公民連携やバーチャルスクール等による多様な学びの場の確保
- 悩みや困りごとがある児童生徒への専門家等による相談・支援体制の充実

特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実

- 医療的ケア児への就学支援の充実
- インクルーシブ教育システムの理念に基づく「共生・共育」の更なる推進
- AIを活用した授業づくりアシストツールの開発による特別支援教育の充実

III 地域ぐるみで取り組む教育の推進

社会とともにある開かれた教育行政の推進

社会全体の意見を反映した教育行政の推進、学校・家庭・地域の連携推進

- 健康福祉部等との連携による「しずおかこども幸せプラン」の推進、子ども若者の意見聴取・施策への反映
- コミュニティ・スクールの設置推進・運営充実と地域学校協働活動との一体的推進
- VUCAの時代を乗り越える豊かな人間性を育む体験活動や家庭教育の充実

生涯を通じた学びの機会の充実

全世代に対する学びの機会の充実

- 県立ふじのくに中学校(夜間中学)における個に応じた学びの充実
- 国内最高水準の機能を有する「新たな知の拠点」となる新県立図書館の整備

IV 学びを支える基盤づくり

学びの充実にに向けた教育環境の整備

教職員の資質向上、教職員の働き方改革の推進

- 子どもたちの伴走者として夢の実現へと導く教員の育成
- 教員採用選考試験の改善や教職の魅力発信による教員の確保
- 教職員のこころと体のサポートの充実、不祥事根絶に向けたコンプライアンスの徹底
- ICTツールの活用等による「校務のDX」、県立学校における総務事務の集中処理組織の設置準備

教育DXの推進による学びの充実

- 教育データやAI等の活用による指導や学びの高度化

学校施設等の安全・安心の確保、向上

学校施設等の整備・充実

- 学校施設の計画的な整備・建替え・長寿命化改修、特別支援学校の施設狭隘化解消
- 被災地訪問等による防災人材の育成、関係機関との連携による安全対策の推進

(「静岡県教育大綱」を踏まえ、具体的な施策等をまとめた次期「教育振興基本計画」を令和7年度中に策定予定)

令和7年3月19日

令和7年度教育行政の基本方針等連絡会議の開催

(教育政策課)

1 概 要

教育委員会は、教育長の意向や毎年度の基本方針等を共有して業務を進めるため、各所属長（学校を除く）及び本庁に勤務する管理職等を対象に、「教育行政の基本方針等連絡会議」を年度当初に開催している。

令和7年度についても以下のとおり開催を予定しており、教育委員から年度当初の御挨拶をお願いしたい。

2 内 容

区 分	内 容
日 時	令和7年4月2日（水）15時00分～15時45分まで
会 場	静岡県庁西館4階 第1会議室
開催方法	対面
出 席 者	教育委員 4人（飯村委員 御欠席） 教育委員会職員 約80人 （教育長、教育部長、教育監、理事、参事、課室長、教育機関の長、課長代理、班長）
議 事	・教育長挨拶及び講話（20分） ・教育委員挨拶（12分 [3分程度×4人]） ・教育部長、教育監、理事挨拶（8分 [2分×4人]）

※ 後日、録画データを事務局・教育機関に共有します。

※ 当日は、報道機関が入る可能性があります。

※ 会議終了後、引き続き、定例会を開催します。

3 依頼事項

・教育委員の皆様から職員に向けて、年度当初の御挨拶をお願いします。

（自己紹介、教育委員会の活動に期待すること 等） ※ 各委員3分程度を予定

＜御挨拶の順＞

伊東委員 → 小野澤委員 → 天城委員 → 渡村委員

第 45 号議案

静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する規程の制定

静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する規程を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 19 日

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する規程

(教育政策課)

1 制定の理由

県教育委員会におけるウェルビーイングの推進体制について必要な事項を定めることにより、知事部局と共に、県民の幸福実感という「主観的要素」を重視した政策形成を進め、次期総合計画が目指す「幸福度日本一の静岡県」の実現に寄与する。

2 制定の内容

- (1) 教育委員会の所掌するウェルビーイング施策を総括するため、ウェルビーイング推進官を置く。
- (2) 推進官の主な役割は、下記のとおりとする。
 - ・ ウェルビーイング施策の総合的な企画、調整及び推進
 - ・ 知事部局等との連携、情報共有

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県教育委員会訓令乙第〇号

本 庁

静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する規程を次のように定める。

令和7年〇月〇日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、ウェルビーイングの推進体制について必要な事項を定めることにより、知事部局と共に、県民の幸福実感という「主観的要素」を重視した政策形成を進め、「幸福度日本一の静岡県」の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェルビーイングの視点 県民の幸福実感という「主観的要素」を重視する考え方をいう。
- (2) ウェルビーイング施策 ウェルビーイングの視点を取り入れることにより、県民意識を踏まえて充実・強化された県の施策をいう。

(ウェルビーイング推進官)

第3条 教育委員会の所掌するウェルビーイング施策を統括するため、ウェルビーイング推進官（以下「推進官」という。）を置く。

2 推進官は、教育部理事（総括・新図書館担当）をもって充てる。

(推進官の職務)

第4条 推進官は、次に掲げる職務を担う。

- (1) ウェルビーイング施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること
- (2) ウェルビーイング施策にかかる知事部局等との連携、情報共有に関すること
- (3) その他、ウェルビーイング施策の推進について必要な事項に関すること

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この訓令乙は、令和7年4月1日から施行する。

ウェルビーイング活用に向けた庁内推進体制の整備について

1 概 要

次期総合計画の目指す姿「幸福度日本一の静岡県」の実現に向け、県政運営全体に、県民の幸福実感という主観的要素を重視する「ウェルビーイング」の視点を取り入れていくために、全庁的な推進体制を整備する。

2 方針案

- (1) **ウェルビーイング統括責任者(CWO:チーフ・ウェルビーイング・オフィサー)**を設置
 - ・CWOは副知事を充てる。
- (2) 各部局に**ウェルビーイング推進官**を配置
- (3) **ウェルビーイング推進会議**を設置
 - ・CWO、ウェルビーイング推進官等で構成する。

※ 令和7年4月1日施行

(考え方)

- ・県政におけるウェルビーイング推進の司令塔役を明確化し、各部局における取組を部局横断的に統括するためCWOを設置し、県政事務の指揮監督権を有する副知事を充てる。
- ・各部局の施策を総括するため推進官を設置し、全庁的な実効性を高める。
- ・ウェルビーイング推進会議を開催し、庁内への横展開を推進。

3 関係部局

総合計画に取組が位置付けられている全ての部局を対象とすることで、全庁的な推進体制を整備する。

第 46 号議案

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、静岡県知事の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更するとともに、同法第 180 条の 7 の規定に基づき、幼稚園に関する事務を、健康福祉部こども若者局こども未来課職員に補助執行させることについて、静岡県知事と協議する。

令和 7 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 46 号議案 概要>

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議（幼稚園関係）

1 補助執行協議の理由

令和 7 年度組織改編において、幼稚園と保育所の幼保一元化を図るため、幼児教育推進業務を知事部局に移管することから、地方自治法第 180 条の 2 及び同法第 180 条の 7 の規定に基づき、補助執行協議を行う。

2 補助執行に関する協議内容

(1) 補助執行を廃止する事務（地方自治法第 180 条の 2 関係）

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 87 号）の施行前の教育公務員特例法※附則第 4 条及び第 5 条の規定による、市町が設置する幼保連携型認定こども園の教諭等に対する初任者研修及び 10 年経験者研修の実施に関すること（平成 28 年 4 月 1 日締結）

※ 現行法においては「附則第 5 条及び第 6 条の規定による…（中略）…初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修の実施」

(2) 新たに補助執行させる事務（地方自治法第 180 条の 7 関係）

幼稚園（私立学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）に関すること

<幼児教育に関する事務の執行体制>

区 分	法律上の 執行機関	本県における所管部局	
		現行	令和 7 年度～
公立幼稚園	教育委員会	教育委員会事務局	知事部局 【補助執行】
私立幼稚園	知事	知事部局	知事部局
認定こども園、 保育所 等	知事	知事部局 〔 幼保連携型認定こども園の 初任者研修等 教育委員会事務局 【補助執行(今回廃止)】 〕	知事部局

3 協議書の締結予定日

令和 7 年 4 月 1 日

○ 地方自治法（抜粋）

第 180 条の 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる

第 180 条の 7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員（略）その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。

第 47 号議案

「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の在り方」の策定

「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の在り方」を別紙のとおり策定する。

令和 7 年 3 月 19 日

静岡県教育委員会教育長

「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の在り方

（特別支援教育課）

1 概要

特別支援教育の今後の在り方の方向性を示す「「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の在り方について」（以下「在り方」）を策定する。

2 背景

(1) 「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）において

めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること、そして、社会全体のウェルビーイングの向上を目指す。

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導
～特別支援教育、いじめ・不登校対応等～

(2) 次期「教育に関する大綱」（令和7年3月予定）素案から

基本方針：未来を切り拓く人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育の実現

取組方針：誰もが活躍できる社会を目指す教育の推進

（抜粋） 個々の実情やニーズに沿った多面的・総合的な支援を実施することで全ての人の可能性を引き出し、社会を生き抜く力を推進する。

多様性を尊重し、個に応じて誰もが社会の担い手として活躍できる社会を目指す。



障害のあるなしに関わらず、児童生徒のウェルビーイング実現に向けた「共生・共育」の方向性

3 在り方(案)の概要

(1) 期間

令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）まで（11年度末に中間見直し）

(2) 基本方針

①障害の有無に関わらず、すべての幼児児童生徒がこれまで以上に同じ場で共に学ぶことを追求

②幼児児童生徒の「個の保育・教育的ニーズに応じた学び」の保障

③校種間（幼保こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の連携の推進

(3) 重点となる施策

- ・全ての幼児児童生徒への人権教育の実施
- ・障害の状況や個々のニーズに応じた指導・支援の充実（重度・重複障害への対応等）
- ・校種・学校・学級間の連携拡大（共生・共育を推進するモデル地域やモデル校の指定）
- ・特別支援学校のセンター的機能の充実（小・中・高等学校への指導助言機能充実拡大）
- ・教員の専門性の向上（AI活用による教員支援の推進、校種を越えた研修の実施等）等

	①人権教育	②多様な学びの場、③支援・指導体制	④連携、⑤専門性
共通		○多様化する障害の状態や児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 ・教育的支援が必要な全ての幼児児童生徒の個別の指導計画の作成 ・聴覚以外の障害種の特別支援学校での通級指導の検討	○全ての小・中学校、高等学校において、障害種を問わず、センター的機能を活用 ・特別支援学校のセンター的機能の活用推進に向けたガイドブックの作成 ・特別支援教育コーディネーター（学校での調整の役割を担う教員）が校種を超えて集まる研修等による意識の醸成 ・特別支援教育のリーダーの育成を目標とする人事異動 ・個別の指導計画の作成など、AI 活用による教員支援の推進
幼児	・年間指導計画等に基づく全ての幼児児童生徒への人権教育	・幼児教育アドバイザー養成や希望研修 ・年代、国籍、障害の有無に関係なく一緒に過ごすインクルーシブ保育の普及	○園児一人一人を大切にする教育及び保育を基盤とした支援や環境づくりに向けた研修の充実 ・適切な支援について園内研修で学べる動画コンテンツの作成
義務	・通常級において多様な価値観を受け入れ、認め合う意識醸成のための研修実施	○小・中学校、特別支援学校と地域が一体となった「共生・共育」の推進と必要な支援を引継ぐための壁がない校種間の連携 ・特別支援学校と連携した新たな交流及び共同学習など地域と一体になったシステムの研究・拡大 ・校種間や本人・保護者との情報共有、共通理解が確実に行われる体制整備に向け、市町・学校への情報発信 ・市町就学支援委員会（障害のある生徒の就学支援に向けた審議等を行う機関）等の体制整備に向けた助言	・研修参加への促進とスクールソーシャルワーカーや発達障害者支援センター等とのネットワーク構築
高校		○インクルーシブな学校運営モデルの展開、及び、特別な支援が必要な生徒への受入れ体制や支援の充実（通級指導の充実、専門性のある人材の確保等） ・高校と特支分校との交流発展など、インクルーシブな学校運営の推進・特別支援教育コーディネーターを中心に、全教員が主体的に特別支援教育に関わる校内体制の整備 ・卒業後、相談や支援を受けられる機関について、生徒及び保護者への情報提供 ・高校で行われている支援の取組について、中学校や保護者等と広く共有	・効果的・具体的な通級指導の方法等を学ぶ研修会等・管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任等が役割に応じた専門性を身に付ける研修
特支		・ガイドブックなどによる「交流籍」を活用した交流及び共同学習に係る啓発 ・幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた ICT 技術活用の研究と推進	○センター的機能に対応する教員の計画的な育成 ・センター的機能に係る専門性向上のための研修

「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の
在り方について

令和 7 年 4 月
静岡県教育委員会

R 7 3 月版

はじめに

本県における特別支援教育の推進は、平成17年3月に「本県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会」が報告した『本県における今後の特別支援教育の在り方について－共生・共育を目指して－』、その10年後にあたる平成28年4月に出された『本県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について－「共生・共育」を目指して－』に基づいて進められてきました。

これらで示した、本県が考える「共生・共育」とは、障害のある子供と障害のない子供が、居住する地域社会の中でお互いに支え合いながら生活すること、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うこと、それらの両立を目指していくものでした。

平成18年の「障害者の権利に関する条約」採択以降、我が国では、障害のある子供とその保護者への支援が進み、特別支援教育の在り方に関する議論や法令の改正を通じて、障害のある子供の教育的ニーズに対応する仕組みが整備されてきています。

令和3年には特別支援教育に関する有識者会議報告がまとめられ、これに基づき「障害のある子供の教育支援の手引」が改定され、教育的ニーズや合理的配慮、就学先決定のプロセスなどに焦点を当て、関係者が協力して障害のある子供への基本的な支援を行う考え方が示されています。

また、令和5年3月には、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」が示され、少子化に伴い児童生徒数が減少する中、通常の学級や特別支援学級において、特別な配慮や支援が必要な児童生徒が増加している現状が報告されました。その報告では、共生社会の形成に向け、障害の有無にかかわらず同じ場で学ぶこと、児童生徒一人一人が実感・達成感を持ちながら生きる力を養うことを基軸としたインクルーシブ教育システムの構築や、通常の学級を含め、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場での充実した支援が求められています。

こうした様々な教育の流れを踏まえつつ、自立支援協議会学齢部会から提言をいただきながら、インクルーシブ教育推進ワーキンググループや特別支援教育推進会議で今後の本県のインクルーシブ教育システムの在り方について、検討を重ねてきました。

その中で、本県としては、多様性を尊重し合う人権教育をしっかりと根付かせながら、これまでの「一人一人のニーズに応じた学び」を維持しつつ、これまで

よりも「共に学ぶ」機会を保障できる学校体制を目指していくことが重要であると確認しています。

今後の本県の特別支援教育が「共生・共育」の理念の基、「全ての子供が、できる限り同じ場所で共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育」となり、共生社会の実現に向かうことができるよう、本冊子を策定しました。

令和7年4月
静岡県教育委員会

目次

はじめに

第1章 特別支援教育をめぐる現状

1 国際的な動向と国内の整備

- (1) ICF（国際生活機能分類）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 「障害者の権利に関する条約」の署名・批准、インクルーシブ教育システムの理念・・・・・・ 2
- (3) 国内の法律の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 国の方針・文部科学省の通知等

- (1) 特殊教育から特別支援教育、そしてインクルーシブ教育システムの構築へ・・・・・・ 3
- (2) 幼小中高等学校における特別支援教育の更なる体制整備・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 医療的ケアの体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 国連の障害者権利委員会による勧告と特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) ウェルビーイングの向上を目指す第4期教育振興計画と特別支援教育・・・・・・ 4

第2章 静岡県における特別支援教育の現状

1 静岡県における特別支援教育の進展

- (1) 特別支援学校の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 小中高等学校における特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・ 5

2 「共生・共育」に関する児童生徒の意見・・・・・・・・・・・・・・ 6

3 特別支援教育におけるこれまでの取組と課題

- (1) 支援体制の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 多様な学びの場の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 教育内容、指導方法の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 学校間（異校種間）の連携と「交流及び共同学習」の推進・・・・・・・・・・・・ 8
- (5) 関係機関との連携と外部人材の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (6) 教員の専門性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

4 「共生・共育」における中長期的な課題

- (1) 小中学校の通常の学級や、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の増加への対応と必要な支援の充実・・・・・・ 10
- (2) 各学校段階における卒業後の進路先選択時の理解促進路社会で活躍するための力の育成・・・・・・ 10
- (3) 学校や学級の枠にとらわれない連携体制の強化と多様な学びの機会の確保・・・・・・ 10

第3章 これからの静岡県における特別支援教育

1 「静岡県における特別支援教育の在り方」の改訂について・・・・・・・・・・ 11

2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進

- (1) これからの「共生・共育」の推進の基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 「施策の方向性」と「重点となる施策」、「目指す姿」・・・・・・・・・・・・ 11

3	重点となる施策	
(1)	年間指導計画等に基づく全ての幼児児童生徒への人権教育の実施	13
(2)	障害の状態や個々の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	13
(3)	必要な支援の内容が、切れ目なく引き継がれるための校種間の連携	14
(4)	新たな学校間の連携の在り方の構築に向けた研究	15
(5)	幼小中高等学校への指導助言等、特別支援学校のセンター的機能の充実	15
(6)	通級による指導を担当する教員や通常の学級担任等を含む、全ての教員の専門性の向上	16
4	各学校段階の取組	
(1)	幼児教育における特別支援教育	17
(2)	小中学校における特別支援教育	21
(3)	高等学校における特別支援教育	25
(4)	特別支援学校における特別支援教育	29
	資料編	33

第 1 章 特別支援教育をめぐる現状

1 国際的な動向と国内の整備

(1) ICF（国際生活機能分類）

平成 13 年に WHO（世界保健機構）で「ICF」（国際生活機能分類）が採択されました。「ICF」は、背景因子、生活機能、健康状態の要素間の相互作用を重視し、障害等を理解する上で主流の考え方です。

図 1 のように、「ICF」のモデル図では、全ての要素が双方向の矢印で結ばれています。また、健康状態や背景因子に着目しており、「障害」という捉え方ではなく、「生活機能」として定義づけている点が重要です。

「健康状態」や「環境因子」「個人因子」にマイナス要素が多ければ、誰しも「活動」や「参加」が困難になります。また、「活動」や「参加」に制限が加われば、誰しも健康状態や背景因子へ影響を及ぼすことになります。逆に「健康状態」や「環境因子」「個人因子」にプラス要素が多ければ、誰しも「活動」や「参加」が容易になり、さらに「活動」や「参加」に制限がなければ、「健康状態」や「環境因子」「個人因子」が好転していく可能性をもつことを意味しています。

このように、「ICF」では、「生活機能の困難」は、社会の対応次第で取り除くことができると考えます。

「ICF」は、参加を促す本人を中心にした「支援」の考え方であり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」参加することができる社会、ウェルビーイングの増進を目指しています。また、障害のある人もない人も共に活動し、参加し、暮らす社会（共生社会）を目指した考え方と言えます。

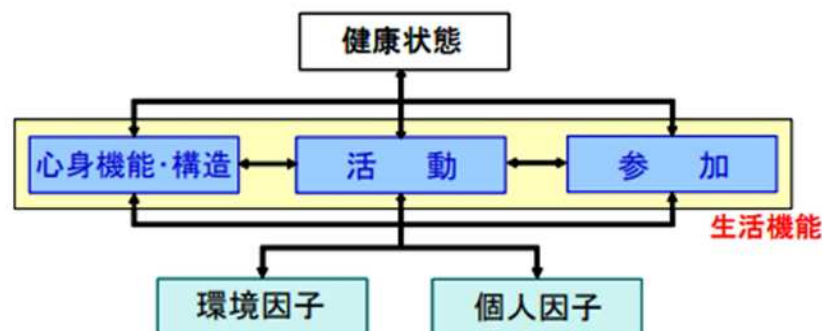


図 1 ICF の生活機能モデル※1

※ 1 平成 18 年第 1 回社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会資料

(2) 「障害者の権利に関する条約」の署名・批准、インクルーシブ教育システムの理念

障害者の権利に関する条約は、平成 18 年 12 月 13 日に国連総会にて採択され、平成 20 年 5 月 3 日に発効しました。我が国は、平成 19 年 9 月 28 日にこの条約に署名し、平成 26 年 1 月 20 日に批准書を寄託し、141 番目の締結国・機関となりました。

この条約は、障害者の人権や基本的自由の享受を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、締結国に対し、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど様々な分野における取組を求めています。

障害者の権利に関する条約の第 24 条には、以下のように、教育に関連した記述があり、インクルーシブ教育システムについて示されています。

<障害者の権利に関する条約 第 24 条>

- 1 締結国は、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度 (an inclusive education system) 及び生涯学習を確保する。(後略)
- 2 締結国は、1 の権利の実現にあたり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと (not excluded from the general education system) 及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

そして、文部科学省（平成 24 年、文科省）は、インクルーシブ教育システムを、「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている」と捉えています。その上で、「障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある」としています。

静岡県教育委員会では、この定義に準じて障害のある幼児児童生徒を対象にして、インクルーシブ教育システムを捉えています。

(3) 国内の法律の整備

日本では、障害者の権利に関する条約の批准に向けて、障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法や障害者雇用促進法の成立等、国内法の整備を進めました。批准を受けて更に国内法が整備されてきました。（表 1 ※図表は p. 34 以降に示しています）

障害者の権利に関する条約の批准により、国内法が整備され、障害のある人たちの生活や労働、そして教育環境の整備に大きく影響を与えています。

2 国の方針・文部科学省の通知等（表は資料編 p. 33～）

国内法の整備を受け、文部科学省等から、特別支援教育の体制整備に係る通知等が示されています。これらに基づき、本県の特別支援教育を推進してきました。

近年の通知等では、多様な学び場の整備に加え、校種間や専門機関等との連携強化、幼小中高等学校（以降、保育園、こども園、義務教育学校を含む）の支援体制の充実がますます重要になっていると言えます。

(1) 特殊教育から特別支援教育、そしてインクルーシブ教育システムの構築へ

平成 19 年に従来の特殊教育から特別支援教育に転換されました。

特別支援教育とは、「特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施され、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの（平成 19 年. 文科省）」とし、その対象や概念が大きく変わりました。それに伴い、小中高等学校（以降、義務教育学校を含む）で特別支援教育の校内委員会設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別的教育支援計画の策定や個別の指導計画の作成が求められました。特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとして役割を果たすために、センター的機能の充実が求められました。

その後、特別支援教育の推進は、インクルーシブ教育システムの構築と合わせて進められています（平成 24 年. 文科省）。具体的には、「共に学ぶことの追求」「個に応じた支援」「連続性のある多様な学びの場の用意」「学校間連携」「教師の専門性向上」等についての取組がなされています。

(2) 幼小中高等学校における特別支援教育の更なる体制整備

就学については、就学基準に該当する場合は「特別支援学校に原則就学する」という従来の仕組みを改め、本人の教育的ニーズや保護者の意見等も踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みに変わりました（平成 25 年. 文科省）。

平成 28 年には、高等学校等において通級による指導が制度化されました（平成 28 年. 文科省）。これを契機に、本県においても平成 30 年度から県立高等学校の通級による指導を開始しました。

その後も、学びの場の整備や連携強化、切れ目ない支援体制等について、更なる整備が求められています（令和 3 年. 文科省、令和 3 年. 中央教育審議会）。

特別支援学級や通級による指導には教育的ニーズの把握や指導体制の充実（令和 4 年. 文科省）、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒には支援に関する専門性向上や支援体制の改善等（令和 5 年. 文科省）が求められています。

そして、令和 5 年に閣議決定された第 4 期教育振興基本計画においても、「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める」ことが明記されました。

特別支援教育はインクルーシブ教育システムの実現と合わせて推進されるも

のであり、幼小中高等学校での支援体制の整備がますます重要となっています。

(3) 医療的ケアの体制整備

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定により、本人や家族のニーズに応じた行き届いた支援体制が求められています(令和3年・文科省)。平成10年より本県においても特別支援学校において医療的ケアの体制整備を進めてきましたが、幼小中高等学校の医療的ケア体制の整備、保護者負担の軽減、人工呼吸器管理等の高度な医療的ケアの体制整備等、安全で安心な医療的ケアの実施に向けて継続的な検討や改善が求められています。

(4) 国連の障害者権利委員会による勧告と特別支援教育

令和4年9月、国連の障害者権利委員会は、「日本の報告に関する総括所見」を示し、教育について「特別支援学校や特別支援学級の制度」「通常の学校への受け入れ」等、「懸念事項」を指摘した上で「勧告」を示しました。

この勧告に対し、文部科学省は令和4年9月の記者会見で「特別支援教育を中止することは考えていない」としています。さらに、国連の勧告の対象となった通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(令和4年4月・文科省)」は、「インクルーシブを推進するものである」と言及しました。

(5) ウェルビーイングの向上を目指す第4期教育振興基本計画と特別支援教育

令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画は、「一人一人が社会の担い手となること」「社会全体のウェルビーイングの向上」を目指しています。ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることであり、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念」です。

第4期教育振興基本計画にある目標の一つが「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」です。この目標において、「障害や不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することなどを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図る」としています。

そして、「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」の基本施策の筆頭で特別支援教育について「障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める」としています。全ての幼児児童生徒のウェルビーイングの向上において、特別支援教育の推進が位置づけられています。

第2章 静岡県における特別支援教育の現状

1 静岡県における特別支援教育の進展（図表は資料編 p. 38～）

令和5年の静岡県の義務教育就学児童生徒数は、265,602人、そのうち特別支援学校小学部及び中学部在籍者は2,924人、特別支援学級在籍者数は9,032人、通級指導教室で学ぶ児童生徒は3,782人、これらを合わせると15,738人(5.93%)に及びます。

静岡県では、障害のある幼児児童生徒も障害のない幼児児童生徒も、居住する地域社会の中で、共に支え合い育つとともに、個の教育的ニーズに応じた適切な教育を行う「共生・共育」の理念の基、特別支援教育を展開してきました。そして、この「共生・共育」の理念に基づく特別支援教育は、「インクルーシブ教育システムの構築」の推進につながると捉え、共生社会の形成を目指してきました。

(1) 特別支援学校の整備

昭和54年4月養護学校の義務制が実施され、その前後に県内各地で養護学校（現、特別支援学校）の設置が進みました。

平成15年の文部科学省による「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」以降、特別支援学校の在籍児童生徒がさらに増加しました。通学負担の課題に加え、平成19年に特別支援教育が本格実施されると、知的障害特別支援学校の高等部で生徒数が大幅に増加し、学校の狭隘化が大きな課題となりました。そのため、静岡県立特別支援学校施設整備基本計画に基づき、新たな学校を設置してきました。

(2) 小中高等学校における特別支援教育

平成5年の「通級による指導」の法制化により、本県の小中学校の通級による指導の整備が進められてきました。県立高等学校では、学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度から静岡中央高等学校通信制課程で自校通級が始まり、令和元年より希望する学校において巡回通級による指導を開始しました。

児童生徒数が減少している中、小中学校（以降、義務教育学校を含む）の特別支援学級や小中高等学校の通級による指導の児童生徒数は増加しています。教育的ニーズをもつ児童生徒は通常の学級にも在籍しているので、小中高等学校での特別支援教育の充実が急務です。

2 「共生・共育」に関する児童生徒の意見（意見の概要は、資料編 p.51）

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」第11条より、地方公共団体は子供施策を策定する際は、子供の意見を反映する必要があります。そこで、策定にあたり、「共生・共育」に関する児童生徒の意見を聴き取りました。

意見には、「障害のある子もみんなと一緒に教室で教え合いながら学ぶことが必要である」「特性があってもなくても、一緒に過ごせる場所があると良い」「特別支援学級の子がいつでも通常の学級に来られるようにしたら良い」「地域での交流活動を増やす」「高校、他の特別支援学校等、同世代のかかわりが増えると良い」といった交流に関するものがありました。

「自分は吃音があるが、みんなに理解してもらい、楽しく過ごせている」「他者と協力する、他者を理解する、他者への思いやり等が大事だ」など、相互理解に関する意見もありました。

その他には、「肢体不自由のある友達の大変さを減らす施設面の配慮がほしい」「学校の授業で話し合い等の時間を増やす、過ごしやすい学校（学びたくなるような環境）をつくる」などの意見もありました。

これらの意見より、児童生徒が同年代の仲間と一緒に過ごすこと、そして理解し合うことを求めていることが分かります。また、「地域での交流」や「過ごしやすい学校」という意見からは、機会づくりとともに、多様性を尊重し一人一人を大切にしたい地域や学校といった基盤づくりも重要であることが分かります。

3 特別支援教育におけるこれまでの取組と課題

(1) 支援体制の充実について

全ての学校種において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名等により、校内支援や関係期間と連携した支援が進められています。

幼児教育では、幼児教育アドバイザー等による、各園が指導や助言を受ける体制があります。

小中学校では、校内委員会や市町就学支援委員会による組織的な支援体制の充実を図ってきました。

高等学校では、「特別支援教育地区研究協議会」を開催しています。この協議会には特別支援学校が加わっており、高等学校の要請に応じて特別支援教育コーディネーターが高等学校の特別支援教育について、支援や助言をしています。

特別支援学校では、看護師免許をもつ教諭が配置され、安全で安心な医療的ケア体制整備に努めています。言語聴覚士や理学療法士等の資格をもつ教諭の採用も始まりました。

どの学校種においても、校内や校外の連携体制はできつつありますが、この連携体制を生かし、一人一人の保育・教育ニーズに応じたより適切な支援ができるようにすることが求められています。

<課題>

- ・ 幼児教育アドバイザー等、特別支援教育コーディネーター、通常の学級の担任、特別支援学級担任及び、通級による指導担当者等による連携支援体制の一層の充実と担当者の育成をすること。
- ・ 幼小中高等学校への効果的な支援ができるよう、特別支援学校のセンター的機能を発揮するとともに、特別支援教育コーディネーター等の専門性の向上を図ること。

(2) 多様な学びの場の整備

幼児教育では、協同して遊ぶことができる保育を推進する一方で、市町により「ことばの教室」や就学前の発達支援が実施され、並行通園も定着しています。

小中高等学校においては、特別支援学級や通級による指導等の整備が急速に進んでいます。教育的ニーズに応じた学びの場は整備されつつありますが、担当者の専門性向上は急務です。

県立特別支援学校は、平成28年から令和6年3月までの間に、2校の本校、2校の高等部分校を設置しました。今後も、狭隘化や通学負担の解消に努めるとともに、地域のニーズに応じて特別支援学校を整備することが必要です。

<課題>

- ・ 一人一人が適切な学びの場を選択できるよう、特別支援学級や通級による指導等、児童生徒や保護者に向けての情報発信等に、更に取り組むこと。
- ・ 特別支援学級や通級による指導の担当者の専門性向上を図ること。
- ・ 狭隘化と老朽化の対応、通学困難の解消や地域のニーズに応じた特別支援学校の整備を図ること。

(3) 教育内容、指導方法の充実

幼小中高等学校で、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して「個別の教育支援計画」の策定、「個別の指導計画」の作成が定着してきました。支援を必要とする幼児児童生徒について校内就学支援委員会等で共通理解が図られ、学校として組織的に対応する体制もとられるようになりました。

今後、「個別の指導計画」を活用し、一人一人に対してより適切な支援を行うことが求められます。そのため、今後も、アセスメントや支援方法等について、研修会を実施したり、講師を研修会に派遣する等の取組をしたりしていきます。最近では、一人一台端末が整備され、学習上、生活上の困難の改善、克服につながっている事例も多くあります。今後、ICTの活用がますます注目されます。

地域と学校が幼児児童生徒を育てる環境づくりは、指導内容や指導方法の充実につながります。そのために特別支援教育の取組を地域に発信することが必要です。

<課題>

- ・長期的な視点での継続的な支援や的確な支援等ができるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を有効活用すること。
- ・特別支援教育の取組等を地域と共有し、地域と学校が共に幼児児童生徒を育んでいく環境整備をすること。
- ・障害種等に応じたICTの積極的な活用を進めること。

(4) 学校間（異校種間）の連携と「交流及び共同学習」の推進

入学に際し教育相談や連絡会を開催する、文書で引き継ぐ等、保護者と学校との間で十分な情報共有ができるよう努めています。必要な支援や配慮が引き継がれるよう、今後も全県で周知していきます。

特別支援学校に在籍する児童生徒は、保護者に確認の上、居住地域の小中学校に副次的な籍である「交流籍」を置いています。この「交流籍」を活用することで、居住地の学校で「交流及び共同学習」を実施した特別支援学校の児童生徒数は、平成30年度の508人に対し、令和5年度は1,078人と約2倍に増加しています。居住地で共に学ぶ体制づくりは、今後も推進する必要があります。

特別支援学校は、近隣の幼小中高等学校と「交流及び共同学習」を実施しています。共生社会の実現において重要なこの取組を継続的に実施し、地域と一体となって進めることが重要です。

<課題>

- ・入学や転学等において、校種間での情報共有や共通理解が確実に行われる仕組みを全県で整備すること。
- ・小中高等学校での合理的配慮や特別な支援の取組を含む、就学や進学に関する適切な情報発信をすること。
- ・特別支援学校と幼小中高等学校や特別支援学級と通常の学級との「交流及び共同学習」をさらに充実させること。

(5) 関係機関との連携と外部人材の活用

地域によっては、就園前からの状況把握等、早期から保健、福祉、行政と連携した支援システムが構築されてきています。高等学校の特別支援教育地区研究協議会では、特別支援学校も参加する連携グループがあります。このような取組のもと、特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用し、支援に役立っている幼小中高等学校もあります。しかし、センター的機能を活用できていない学校も多くあることは課題です。

高等学校では、学校支援心理アドバイザーや精神科医への相談体制も整備し、生徒への支援に役立っています。安全な医療的ケア体制の整備等、多様なニーズに応じるためにも、今後も外部人材の活用はますます重要です。

<課題>

- ・幼小中高等学校が特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用しやすい仕組みをつくること。
- ・教育的ニーズの広がりや医療的ケアの拡充等に対応するため、様々な分野の関係機関と連携・協働する取組を促進すること。

(6) 教員の専門性の向上

市町、県が主体となり、特別支援学級や通級による指導の担当者研修等、特別支援教育に関わる教員の専門性向上のための研修を充実させてきました。幼児教育においては、県教育委員会が施設種を問わず幼児教育に関わる全ての保育者等を対象とした研修を実施しています。小中学校においては、特別支援学級担任や通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーターだけでなく、通常の学級担任を対象とした県主催の研修会も行っています。高等学校においても、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが合同参加する研修に私立高等学校にも参加を呼びかけ、県全体の特別支援教育に関する専門性の向上と連携構築を図ってきました。

年次別研修で特別支援教育に関する内容を実施したり、管理職対象の研修でも、特別支援教育の講義を実施したりしています。このように研修等をとoshi、全ての教員が特別支援教育に関する専門性を高めることは重要です。

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許取得率は、平成28年度の66.3%から令和5年度の82.8%と向上していますが、専門性の向上の観点から、さらに免許取得率を上げる必要があります。

<課題>

- ・特別支援教育に関連した研修等の充実により、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ること。
- ・特別支援学校教諭免許取得率の更なる向上を図ること。

4 「共生・共育」における中長期的な課題

国際的な動向や国の通知、先に挙げた県内の状況に鑑み、「共生・共育」を推進する上での中長期的な課題として次の3つを挙げます。

(1) 小中学校の通常の学級や、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の増加への対応と必要な支援の充実

本県では、児童生徒数が減少している中、特別支援学級に在籍する児童生徒や、通級による指導を受ける児童生徒の増加は顕著です。

また、「通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（令和4年・文科省）」では、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数の割合は、小中学校においては推定値 8.8%、高等学校においては推定値 2.2%としています。このように、教育的ニーズをもつ児童生徒は通常の学級にも多く在籍していることは明らかですので、小中高等学校での特別支援教育の充実はますます重要となっています。

(2) 各学校段階における卒業後の進路先選択時の理解促進と社会で活躍するための力の育成

多様な学びの場の選択ができるようにするためには、学びの場の整備と共に、幼児児童生徒や保護者に対し進路に関する適切な情報提供が必要です。担任や就学支援に携わる者の特別な支援や合理的配慮等に関する理解も重要です。また、幼児児童生徒の状態に応じ、支援や学びの場の変更に柔軟に対応する仕組みも必要です。

各学校（以降、幼稚園、こども園、保育園を含む）段階の移行が適切に行われることで、その後の幼児児童生徒の学びが充実します。そして、多様な学びや人との関わりの中で「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程である」キャリア発達が促され、社会の中で活躍する力を育成できると考えています。

(3) 学校や学級の枠にとらわれない連携体制の強化と多様な学びの機会の確保

これまでも幼小中高等学校と特別支援学校との間で連携体制をつくってきました。また、「交流籍」を活用し、「交流及び共同学習」を推進してきました。

今後、これまで以上に同じ場で共に学ぶことを追求するために、通常の学級での特別な支援の充実、「交流及び共同学習」をはじめとした「共に学ぶ」機会の創出が一層求められます。そのためには、幼小中高等学校や特別支援学校、地域、関係機関との更なる連携体制の強化が必要です。

第3章 これからの静岡県における特別支援教育

1 「静岡県における特別支援教育の在り方」の改訂について

幼小中高等学校（以降、義務教育学校を含む）に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒数がますます増加傾向にあること（第2章）や、障害のある幼児児童生徒を取り巻く状況が大きく変化（第1章）している現状があります。

国の第4期教育振興基本計画では、めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること、そして、社会全体のウェルビーイングの向上を目指しています。その目標の一つである「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」において、特別支援教育について「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。」としています。この考え方は静岡県がこれまで推進してきた「共生・共育」の考え方と一致しています。そこで、「**「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の在り方**」として改訂することにしました。

2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進

本冊子では、静岡県における令和7年度から令和16年度までの「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進の在り方を示します

教育をめぐる変化が著しい昨今ですので、5年経過時の令和11年度末に施策の達成状況を評価し、取組内容の見直しを行います。

これから示す施策の基本方針や施策の方向性、目指す姿は次のとおりです。

(1) これからの「共生・共育」の推進の基本方針

国際的な動向、国の方針に注視しつつ、本県の特別支援教育における取組と課題を踏まえ、**障害の有無に関わらず、幼児児童生徒のウェルビーイング実現に向けた「共生・共育」の基本方針**を次のとおりとしました。

幼保こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携により、全ての幼児児童生徒の「個の保育・教育的ニーズに応じた学び」を保障するとともに、障害の有無にかかわらず、全ての幼児児童生徒がこれまで以上に同じ場で共に学ぶことを追求する。

(2) 「施策の方向性」と「重点となる施策」、「目指す姿」

ア 施策の方向性

国の方針（平成24年、文科省等）と本県が平成28年に示した「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について－「共生・共育」を目指して－」の取組より、次の5つを施策の方向性としました。この5つの視点は、相互に関連し合うものであり、各学校段階で連携しながら施策を推進していきます。

① 多様性を認め合う人権教育の推進

- ② 多様な学びの場における環境整備と共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育機会の創出
- ③ 個に応じた支援体制と指導の充実
- ④ 関係機関との連携と外部人材の活用
- ⑤ 専門性の向上

イ 重点となる施策

「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進の基本方針と、施策の方向性を受け、重点となる施策を6つ掲げました。その他の取組についても、それぞれの学校が主体となり連携して取組んでいきます。

- ① 年間指導計画等に基づく全ての幼児児童生徒への人権教育の実施
- ② 障害の状態や個々の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
(重度・重複障害への対応等)
- ③ 必要な支援の内容が、切れ目なく引き継がれるための校種間の連携
- ④ 新たな学校間の連携の在り方の構築に向けた研究
(「共生・共育」を推進するモデル地域やモデル校の指定)
- ⑤ 幼小中高等学校への指導助言等、特別支援学校のセンター的機能の充実
(幼小中高等学校への指導助言機能の充実拡大)
- ⑥ 通級による指導を担当する教員や通常の学級担任等を含む、全ての教員の専門性の向上
(AI 活用による教員支援の推進、校種を越えた研修の充実等)

ウ 10年後の姿

基本方針に沿って諸施策や取組等を実施した際の幼小中高等学校、特別支援学校の10年後の具体的な姿です。

- ・可能な限り共に過ごす中で、全ての教職員や幼児児童生徒が多様性を理解して、互いに認め合い、尊重し合える力を身に付けている。
- ・特別な支援を必要とする全ての幼児児童生徒が、適切な合理的配慮の下、専門的な指導・支援によって、着実に力を付けることができる。
- ・小中学校では、学校間・学級間での連携により、共に学ぶことで互いの学びをより充実させることができる機会が増え、地域一体となった「共生・共育」の取組が広まっている。
- ・高等学校では、「インクルーシブな学校運営モデル」の研究成果を踏まえ、特別支援学校分校を設置する高等学校で「共に学ぶ教科・科目」を実施している。
- ・特別支援学校では、センター的機能を障害種を問わず活用できる仕組みを整え、幼小中高等学校を継続的に支援している。

今後10年の「共生・共育」において、各学校段階の連携が更に重要です。そこで、次の「3 重点となる施策」では、各学校段階が共通して取組むこととして在り方を示します。各学校段階の具体的な在り方は「4 各学校段階の取組」で示します。

3 重点となる施策

(1) 年間指導計画等に基づく全ての幼児児童生徒への人権教育の実施

ア 教育活動全体を通じた計画的・組織的な人権教育の推進（人権教育全体計画及び年間指導計画の作成・活用）

人権教育は、教科等の指導、日常的な指導、学年・学級経営等、学校の教育活動全体を通じて計画的に推進し、その構想や活動に人権尊重の理念が十分に生かされていることが重要となります。そのため、あらゆる教育活動が人権尊重の精神に立って行われているかを点検しながら、学校運営全体を企画・調整する体制を整備する必要があります。

各学校においては、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、指導の徹底を図るとともに、その実施内容について評価し、改善することが必要です。

イ 教職員研修の充実（研修計画への位置づけ）

教職員が人権について正しく理解すること、人権感覚を磨くための一層充実した研修を行う必要があります。特に、学校教育において教職員は最大の教育環境と言われるように、幼児児童生徒に与える影響は大きく、教職員の人権感覚が問われています。

研修機会については、県教育委員会主催の年次別研修、管理職研修、職務別研修や希望研修、人権教育担当者が進める校内研修等があります。各学校においては、人権教育年間指導計画に基づき、学年部会、教科部会等でも事前の人権に係る研修を取り入れたり、校内研修では、年間の研修計画に人権を位置づけ、研修や職員会議等に人権感覚を高める内容等を継続的に取り入れたりするなど、日常の教育実践に効果的に活用されるよう創意工夫することが重要です。

(2) 障害の状態や個々の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

ア 「個別の教育支援計画」策定「個別の指導計画」作成と活用

静岡県では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、将来の自立と社会参加を見据え、「個別の教育支援計画」の策定、「個別の指導計画」の作成が進んでいます。

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」により、課題を明確化し、適切な支援・指導につなぐこと、教育内容、指導方法を充実させ、校内で共有していくことが必要です。併せて適切な合理的配慮の提供ができることも重要です。今後、指導者間の支援方法の共通理解により、各学校全体、教育活動全体で幼児児童生徒に対応できるよう「個別の指導計画」に基づいた指導の充実を推進していきます。

また、個への支援に加え、医療的ケアの体制整備、ユニバーサルデザインの推

進等、教育環境整備も併せて行うことが重要です。

イ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の強化と関係機関との連携推進

幼児児童生徒を深く理解し、多面的・多角的な指導や支援をするため、特別支援教育コーディネーターを中心として、特別支援教育に関する校内委員会を実施することが重要です。校内委員会の実施や実際の支援・指導には、生徒指導主事や養護教諭等と特別支援教育コーディネーターが十分に連携することが大切です。

校長（以降、園長を含む）のリーダーシップの下、学校全体で幼児児童生徒の課題の明確化や支援の共有を図り、チームで取り組む組織力を向上させるとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、全ての教員が主体的に特別支援教育に関わる校内体制の整備が求められます。

また、多面的・多角的な支援をし、地域で幼児児童生徒を支えていくためには、福祉、医療、労働等の地域の関係機関とのネットワークの形成が重要です。

ウ 特別支援学校におけるセンター的機能に対応する専門性向上及び、聴覚障害以外の障害種の特別支援学校での通級による指導の検討

センター的機能への期待が高まる中、幼小中高等学校で学ぶ視覚障害や聴覚障害、知的障害等のある幼児児童生徒への支援の相談に応じられる特別支援学校の特別支援教育コーディネーターをはじめとする教員の専門性の向上が求められます。そのための特別支援学校の整備の検討も行っていきます。

併せて、特別支援学校において既に実施している聴覚障害以外の障害に応じる通級による指導の実施について研究します。

（３）必要な支援の内容が、切れ目なく引き継がれるための校種間の連携

ア 幼保小の連携、小中高の情報共有と引継ぎ強化

各学校は、乳幼児期から学齢期に至るまで切れ目ない支援体制を整備し、異校種間で幼児児童生徒にとって必要な情報を引き継いでいくことが重要です。

これまでの指導や支援を引き継ぎ、一貫した教育を行うため、保護者の同意のもと、幼児教育施設から小学校に、小学校から中学校に、中学校から高等学校に、「個別の教育支援計画」の情報共有や「個別の指導計画」に基づく指導や支援の方法等の共通理解が確実に行われる仕組みを整備することが必要です。

県は、保育者と教員による幼保小接続に関する合同研修の開催や連携体制の整備やその周知により、校種間の連携を推進していきます。

イ 地区研修会の充実

高等学校では、県内を７地区に分け、拠点校が中心となり、特別支援教育に関する研修や体制整備における情報交換を実施する「特別支援教育地区研究協議会」を開催していきます。各校が共通して抱える課題に応じたテーマで研究会を開催

し、特別支援学校も加わって地区内の高等学校全体の特別支援教育に関する知識や技能の向上を目指すとともに、地区内の高等学校間及び高等学校と特別支援学校間の連携を推進していきます。

小中高等学校、特別支援学校間で、相互の学校でどのような特別支援教育の実践がされているのか情報共有することは、支援内容の引継ぎのための連携を促進すると考えます。そのため、今後は、地区研究協議会に小中学校の特別支援教育コーディネーターが加わる仕組みづくりをしていきます。

(4) 新たな学校間の連携の在り方の構築に向けた研究

ア 地域と学校が一体となったインクルーシブ教育システムの研究

「交流及び共同学習」等を地域で実施したり、地域に取組を発信したりすることは、学校周辺地域の「共生・共育」の促進につながると期待できます。多様性を認め合う地域社会となることが、学校における「交流及び共同学習」の効果を更に高めると考えられます。

地域の小中一貫グループに特別支援学校が参画することを活性化すること、コミュニティ・スクールを有効活用すること等を通して、「交流及び共同学習」を促進させ、地域のインクルーシブ教育システムの推進を図ります。

イ インクルーシブな学校運営モデルの研究と促進

県立田方農業高校と県立沼津特別支援学校伊豆田方分校における「インクルーシブな学校運営モデル事業（令和6年度～令和8年度文科省）」では、共同学習のカリキュラム開発をしています。この成果を高等部分校が設置されている高等学校に広げ、生徒同士の行事交流にとどまらず、高等学校で開設されている科目を特別支援学校の希望する生徒が選択して授業（「共に学ぶ教科・科目」）を受ける等、インクルーシブな学校運営を促進します。

これらの研究成果（教育課程、連携システム、共同授業モデル等）は、県全体の各学校に広がっていきます。

(5) 幼小中高等学校への指導助言等、特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校による、幼小中高等学校等への支援の充実を目指します。

小中高等学校、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが集まる研修や連絡会等を設定し、日頃から担当者間でつながりをもてるようにしていきます。

また、幼小中高等学校や関係機関が、特別支援学校のセンター的機能を活用しやすくするためのガイドブックを作成し、活用例や活用の手順等を周知します。

特別支援学校においては、特別支援学校のセンター的機能に関する専門性向上のために、年次別研修等にてセンター的機能に関する内容を取り入れ、特別支援教育コーディネーターの育成に努めます。

(6) 通級による指導を担当する教員や通常の学級担任等を含む、全ての教員の専門性の向上

ア 全ての教員の特別支援教育の専門性を高める研修等の充実

全ての教員は、特別支援教育についての専門性を磨くことが求められます。初任者研修等の法定研修や希望研修等では、特別支援教育に関連した講義・演習を更に充実させ、実践に生かせる研修内容を目指します。

また、校長等の管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任等がそれぞれの役割に応じた特別支援教育の専門性を身に付けるための研修を実施していきます。

イ 人事交流の充実

特別支援学校との人事交流を引き続き計画的に進めていきます。特別支援学校や特別支援学級及び通級による指導の経験のある教員が知見を生かし、必要な支援を組織的に提供できるようにします。

ウ 個別最適な学びのための AI の活用

「個別の教育支援計画」策定や「個別の指導計画」作成、授業実践のツールとして AI の活用を推進します。日常的な特別支援教育の実践の蓄積、根拠に基づく児童生徒理解や実践が促進され、個別最適な学びにつながることを目指しています。

エ 公立学校と私立学校の連携

私立の学校園で学ぶ特別な支援が必要な幼児児童生徒もいます。多様な学びの場を推進する上でも、研修等において、引き続き公私の協力・連携を図ります。

4 各学校段階の取組

(1) 幼児教育における特別支援教育

幼児教育施設における諸課題について、市町や各幼児教育施設と連携し、課題解決に向けた取組を推進していきます。

ア 多様性を認め合う人権教育の推進

各園は、幼児の心身の発達及び活動の実態等の個人差に配慮した環境の構成や援助を行い、幼児との直接的、間接的な関わりを大切にする必要があります。

県は、保育者等の人権意識の向上を目指して研修を行っていきます。

イ 多様な学びの場における環境整備と共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育の創出

幼児一人一人の発達段階や支援のニーズに応じて、ことばの教室や並行通園等多様な学びの場が整備されています。

各園は、幼児の主体的な活動を促す環境を整えることが大切です。

また、発達段階に応じて、幼児が自己と他者との違いに気付き、集団への参加意識を高めて協同して遊ぶことができる環境の構成が求められます。

ウ 個に応じた支援体制と指導の充実

各園は、乳幼児期から学齢期に至るまで切れ目ない支援体制を整備し、小学校と必要な情報を引き継いでいくことが重要です。

県は、保育プログラム等の活用を普及し、どの子にも適切な支援が行き届くように、一人一人に応じたきめ細やかな指導や支援の充実を推進していきます。

エ 関係機関との連携と外部人材の活用

各園は、関係機関と連携し、幼児や保護者に対して適切な支援をすることが求められます。

市町は、早期からの関係機関と保護者とのつながりをつくり、幼児の発達や育ちを支える体制を整える必要があります。

オ 専門性の向上

幼児教育に携わる保育者等は、特別支援教育に対する理解を深め、幼児の実態把握や指導方法について専門性を磨くことが求められています。

各園は、園内研修を充実させ、「共生・共育」の意義を理解し、特別支援教育に関する専門性の向上に努めていく必要があります。

県は、保育者等の研修機会の充実を図り、県全体の教育・保育の質の向上に努めていきます。

ア 多様性を認め合う人権教育の推進

(7) 幼児の個性やよさを認め合う保育実践

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、一人一人の幼児の人格や個性が尊重されることは、その後の伸びやかな成長や豊かな人間性を育むことにつながります。また、幼児が他者の存在に目を向け、互いを認め合う雰囲気をつくるためには、保育者等が幼児の理解者、共同作業者として、個人差等に配慮した環境の構成や援助を行い、幼児との直接的、間接的な関わりを大切にする必要があります。

(4) 教職員等の人権意識向上

県は、法定研修等にて人権教育に関連した講義・演習を実施しています。保育者等が幼児をかけがえのない存在として捉え、誰もが安心して過ごせる環境や人権尊重の意識の芽生えを培う関わりを目指して研修を行っていきます。

イ 多様な学びの場における環境整備と共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育機会の創出

(7) 就学前支援体制の整備

幼児一人一人の発達段階や支援のニーズから、ことばの教室等の設置や早期療育施設等との並行通園が行われています。

県は、言語指導に携わる保育者等に通級指導教室担当者研修への参加を積極的に呼び掛ける等、指導の工夫改善や幼児理解を推進していきます。

(4) 環境の構成

幼児期は、遊びを通じた大人とのやりとりや幼児同士の関わりによって、豊かで幸せに生きるための力を付けていきます。

各園は、幼児が自ら興味をもって環境に関わり、充実感や満足感を味わう体験を重ねていくために、幼児の主体的な活動を促す環境を整えることが大切です。また、発達段階に応じて、幼児が自己と他者との違いに気付き、集団への参加意識を高めて協同して遊ぶことができる環境の構成が求められます。

ウ 個に応じた支援体制と指導の充実

(7) 幼保小の連携強化

幼児一人一人の教育的ニーズに応じ、各園と市町、小学校との連携・接続を強化することが大切です。

各園は、乳幼児期から学齢期に至るまで切れ目ない支援体制を整備し、小学校と幼児にとって必要な情報を引き継いでいくことが重要です。

市町は、保育者と教職員等による合同研修で幼保小接続について考える場の充実に努める必要があります。

県は、幼児教育と小学校教育の学びの連続性の保障や、幼保小の円滑な接続

に向けた取組の推進や支援をしていきます。

(イ) 一人一人に応じたきめ細やかな指導や支援の充実

幼児一人一人の実態を把握し、どの子にも適切な支援が行き届くように、指導や環境の充実を図ることが求められます。

県は、幼児教育アドバイザー等の育成や希望研修の実施を通して、保育プログラム等の活用をの普及に努め、一人一人に応じたきめ細やかな指導や支援の充実を推進していきます。

エ 関係機関との連携と外部人材の活用

(7) 保護者に対する支援

子供の最善の利益を最優先に、保護者が我が子の成長に気付き子育ての喜びを感じられるように支援することが求められます。

各園は、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携して、保護者が適切な支援が受けられるよう努める必要があります。

市町は、幼児期における地域の支援システムを構築し、充実させる役割を担っています。また、専門的な職員が各園を巡回し、幼児一人一人に応じた相談業務や、保育者等への指導・助言をする等の継続的な取組が重要です。

県は、乳幼児期の教育・保育の理解促進や子育てに関する情報を積極的に発信していきます。

(イ) 保健機関との連携

保健機関における各種健康診断は、生育や発達の状況を把握する場として重要な役割を果たします。

園は、保健機関との連携を図り、就園前までの乳幼児の育ちを把握し、適切な環境下で幼児一人一人に応じた支援を行うことが大切です。

市町は、5歳児健診等の実施を通して、幼児の発達の特性を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえ、幼児とその家族に必要な支援につなげる体制を整える必要があります。

(ウ) 特別支援学校との連携

発達に特性のある幼児の支援には、様々な関係機関や外部人材とのつながりが重要です。今後は、特別支援学校のセンター的機能の周知・活用を推進していきます。

オ 専門性の向上

(7) 園内研修等の充実

各園は、園内研修等を通して、「共生・共育」の意義を園全体で共通理解する必要があります。

(イ) 県主催の研修の充実

幼児教育に携わる保育者等は、特別支援教育についての専門性を磨くことが求められます。

県は、施設種を問わず全ての保育者等を対象に研修の充実を図り、教育・保育の質の向上に努めていきます。初任者研修等の法定研修や希望研修では、特別支援教育に関連した講義・演習を実施し、実践に生かせる研修内容を目指します。また、園内研修等で活用可能な動画コンテンツを充実させ、幼児の表れについて理解を深め、適切な支援について学べるようにしていきます。

(2) 小中学校（以降、義務教育学校を含む）における特別支援教育

小中学校における諸課題について、市町教育委員会や各学校と連携し、課題解決に向けた取組を推進していきます。

ア 多様性を認め合う人権教育の推進

全ての児童生徒が、自分らしさを認めつつ、多様な価値観を受け入れたり、障害について理解を深めようとしたりすることができるように「共に過ごし、共に学び合う」機会を積極的に設定することが大切です。

イ 多様な学びの場における環境整備と共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育の創出

それぞれの教育的ニーズに応じて、一人一人に応じた合理的配慮に留意し、学びの場を選択できる環境整備、体制整備を進めていくことや、通級による指導における柔軟な対応方法を検討していくことが大切です。さらに、「共生・共育」の理念のもと、特別支援学校との交流籍を活用した「交流及び共同学習」や、校内における「交流及び共同学習」をより一層推進する必要があります。

ウ 個に応じた支援体制と指導の充実

将来の自立と社会参加を見据え、長期的な視野に立って「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づき、教育内容、指導方法を充実させるとともに、校内で共有していくことが重要です。

また、9年間を見通して、キャリア教育を一層推進していくとともに、校種間で情報共有をし、指導や支援等の共通理解が確実に行われる仕組みの整備を進める必要があります。

さらに、多面的・多角的な指導や支援を可能にするため、校内委員会や市町就学支援委員会等、組織的な支援体制の充実を図る必要があります。また、市町就学支援委員会への県の助言や支援方法について、検討していきます。

エ 関係機関との連携と外部人材の活用

児童生徒一人一人が自己の力を最大限に発揮できるようにするため、医療、福祉等の関係機関と連携することや、専門性の高い外部人材との協働により、指導や支援を充実させることが大切です。また、全ての児童生徒を地域の一員として育んでいけるよう、地域とより一層連携できるような取組を進めていくことも重要です。

オ 専門性の向上

全ての教職員の特別支援教育に関わる専門性を向上させるため、研修を更に充実させていく必要があります。また、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導経験のある教職員の知見を生かし、必要な支援を組織的に提供できるようにすることが大切です。通常の学級担任を含め特別支援教育に関わる教員が様々な形で相談できるよう、サポート体制を整えていきます。

ア 多様性を認め合う人権教育の推進

全ての児童生徒が、自分らしさを認めつつ、多様な価値観を受け入れたり、障害について理解を深めようとしたりすることができるようにすることが大切です。そのために、市町や学校は、校内の通常の学級と特別支援学級が授業等で交流をしたり、市町内の学校同士で交流をしたりする等、市町や学校は、「共に過ごし、共に学び合う」機会を積極的に設定する必要があります。

イ 多様な学びの場における環境整備と共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育の創出

(7) 一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備

市町や学校は、一人一人の教育的ニーズに応じて、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室等の学びの場を選択できるように、環境整備を進めていくことが大切です。また、医療的ケア等、個々の状況等に応じた適切な支援を受けられるような体制整備を進めていくことも必要です。

県は、学校教育法施行令第22条の3に該当し、小中学校に通う児童生徒に対しての支援を検討していきます。市町や学校は、学びの場を柔軟に選択できるように、合理的配慮を進める必要があります。そのため、本人や保護者との対話を通して、合意形成を図っていくことが大切です。

(4) 通級による指導の充実

通級指導教室は、自校通級、巡回による指導、他校通級それぞれにニーズがあり、一人一人の状況に合った対応が求められています。そのため、市町は通級指導教室担当者の勤務時間の割振りを変更することで放課後の指導の可能性を広げる等、柔軟に対応できる方法を検討していく必要があります。

現在、聴覚特別支援学校で通級による指導が行われていますが、その他の障害種についても、ニーズの把握をしたうえで、特別支援学校での通級による指導が可能になるように、県で検討していきます。**(p.14(2)ウ 聴覚障害以外の障害種の特別支援学校での通級による指導の検討 参照)**

(ウ) 「交流及び共同学習」の推進

市町や学校は、「共生・共育」の理念のもと、一人一人の教育的ニーズに応じた学びを維持しつつ、学校間や学級間における「交流及び共同学習」をより一層推進し、共に学ぶことで互いの学びをより充実させることができるようにすることが大切です。学校は、特別支援学校在籍の児童生徒から、交流籍校の行事等への参加希望がある場合には、柔軟に対応できるようにすることが必要です。

県は、「共に過ごし、共に学び合い、共に育つ」機会の設定が推進されるよう、研修会を通して情報を発信していきます。

また、「交流及び共同学習」の新たな形を模索し、地域と一体となったインクルーシブ教育システムの研究を進めていきます。**(p.15(4)ア 地域と学**

校とが一体となったインクルーシブ教育システムの研究 参照)

ウ 個に応じた支援体制と指導の充実

(7) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」による共有と引継ぎ

市町や学校は、将来の自立と社会参加を見据え、長期的な視野に立った「個別の教育支援計画」の策定、「個別の指導計画」の作成をし、それらに基づいた教育内容、指導方法の充実を図り、校内で共有していくことが重要です。また、これまでの指導や支援を引き継ぎ、一貫した教育を行うため、校種間や本人、保護者による「個別の教育支援計画」の情報共有や「個別の指導計画」による指導や支援の方法等の共通理解が確実に行われる仕組みを整備することが必要です。(p.14(3)ア 幼保小の連携、小中高の情報共有と引継ぎ強化 参照)

市町や学校は、9年間を見通して、キャリア教育を一層推進していくことが求められています。十分な情報収集を行うとともに、必要な支援を受けられるようにするために、本人、保護者との対話を重ねていく必要があります。

情報共有と指導方法の共通理解が確実に行われるように、県の研修会で情報を発信していきます。

(4) 組織的な支援体制の充実

市町や学校は、多面的・多角的な指導や支援を可能にするため、特別支援教育コーディネーターを中心として、生徒指導の機能を併せ持つ校内委員会等を実施したり、関係機関を交えた市町就学支援委員会等を開催したりする等、組織的な支援体制の充実を図る必要があります。

県は、校内委員会の推進を図るための研修会を実施するとともに、市町就学支援委員会への助言や支援の充実を目指し、体制を整えていきます。

エ 関係機関との連携と外部人材の活用

(7) 他機関とのネットワークの構築

市町や学校は、児童生徒一人一人が自己の力を最大限に発揮できるようにするため、医療、福祉等の関係機関と連携したり、専門性の高い外部人材と協働することで、指導や支援の充実を図ったりしていくことが大切です。その際スクールソーシャルワーカーや発達障害者支援センター等との連携により、他機関とのネットワークを構築していくことが考えられます。

(4) センターの機能の活用

県は、各機関との連携や外部人材の活用ができるような仕組みや体制づくりを構築していきます。特に、センター的機能として、特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの、小中学校への支援の充実を目指します。次年度、特別支援学校進学・転学を考えている児童生徒については、センター的機能を積極的に活用することで、現在の学びの場における指導や支援の充実を図るとともに、学びの場の変更の必要性について

検討していくことが考えられます。

また、県は、小中学校に加え、高等学校や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが集まる研修を設定し、日頃からつながりをもてるようにしていきます。さらに、センター的機能の活用の仕方をシステム化し、周知することで、センター的機能を活用しやすくしていきます。**(p.15(5)幼小中高等学校への指導助言等、特別支援学校のセンター的機能の充実 参照)**

(ウ) 地域との連携

学校は、教育活動を地域に発信したり、学校運営協議会で話題にあげたりし、特別支援教育へのさらなる理解促進を図るなど、地域との連携に努めることが大切です。

オ 専門性の向上

(7) 研修の充実

全ての教職員の特別支援教育に関わる専門性の向上を図るため、研修を更に充実させていく必要があります。また、市町や学校は、特別支援学校との人事交流の経験や、特別支援学級及び通級による指導経験のある教職員の知見を生かし、必要な支援を組織的に提供できるようにすることが大切です。

(イ) 特別支援教育に関わる教職員へのサポート

県は、特別支援教育に関わる教職員が様々な形で相談できるよう、サポート体制として、担当者同士の連携の場の設定や、特別支援学校のセンター的機能についてのシステムづくりを推進していきます。また、個別の指導計画作成等のアシストシステムとして、AI の活用を検討していきます。

(3) 高等学校における特別支援教育

ア 多様性を認め合う人権教育の推進

生徒一人一人がかけがえのない存在であることを認識し、多様性が尊重され、偏見や差別のない社会の実現を目指すために、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるような教育を推進します。

イ 多様な学びの場における環境整備と共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育機会の創出

特別な支援を必要とする生徒に対する高等学校の支援の取組について、中学校等への周知を推進していきます。

特別な支援を必要とする生徒に対し、受検時や入学後の支援の充実を図るために、中学校からの情報の引継ぎを確実にしていくことが重要であることから、異校種間の連携の一層の充実を図ります。

特別な支援を必要とする生徒に対して、特別な教育課程としての高等学校での通級による指導の取組について研究を進めます。

障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の考え方の基、高等学校と特別支援学校の生徒の「交流及び共同学習」等を通じた「共生・共育」を推進していきます。

ウ 個に応じた支援体制と指導の充実

一人一人の特性に配慮した適切な支援・指導を行うため、「個別の指導計画」を作成し、個に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切に指導を行うことや、社会参加や自立を目指した進路指導の充実を図ります。

発達障害や情緒障害のある特別な支援を必要としている生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、全校体制で生徒の課題の明確化や支援の共有を図り、全ての教員が主体的に特別支援教育に関わる校内体制の整備を推進します。

エ 関係機関との連携と外部人材の活用

多様な障害への対応の必要性を踏まえ、医療、福祉、労働の関係機関との連携を取り、公認心理師等の外部の専門家を活用し、支援の充実を図ります。

オ 専門性の向上

特別支援教育コーディネーターを含め全教員の特別支援教育に関する専門性を向上するための研修内容の充実と、特別支援学校との人事交流を進めます。

ア 多様性を認め合う人権教育の推進

公立高等学校では、自校の実態に合わせて、学校全体で実施される人権教育の方針や目標、具体的な取組についての計画書である「人権教育全体計画」を作成しています。教職員の人権意識を高め、差別やいじめのない安全で健全な学習環境にするために策定するものです。

さらに、人権教育全体計画の構想を、日々の教育活動でどのように具現化していくか、教職員の共通理解のもと、計画的、組織的に指導できるようにするため、年間指導計画を作成しています。

各学校で作成した全体計画及び年間指導計画に基づき、教育活動全体を通して、計画的、段階的に指導を行うことを通して、全ての生徒への人権教育を推進し、多様性を認め合う人権感覚を養っていきます。

イ 多様な学びの場における環境整備と共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育機会の創出

(7) 高等学校の支援の取組に関する中学校等への周知等

公立高等学校では、特別な支援を必要とする生徒に対して、合理的配慮や必要な支援を行っています。

生徒が中学校を卒業後、高等学校でも必要な支援を継続して受けるためには、生徒及び保護者が中学校で受けてきた支援情報を進学先の学校に引き継ぎ、それをもとに各学校は校内の支援体制を整備していくことが重要です。そのため、生徒及び保護者が中学校における支援情報を高等学校に引き継ぐことの利点を理解できるように、高等学校で行われている支援の取組を広く中学校に周知していきます。また、高等学校入学までの指導や支援についての情報を引継ぐためには、中学校との連携も欠かせないことから、異校種間の一層の連携を図っていきます。

(4) 通級による指導の充実

県立高等学校では、平成30年度から通級による指導を行い、個々の生徒に応じた支援を行っています。

専門的スキルを持った通級指導講師と生徒在籍校の教員とのチーム・ティーチングによる指導や具体的な通級指導の方法等を学ぶことのできる研修会等を開催し、教員の専門性向上を図ることにより、教員が主体となって指導できる体制を目指します。各学校の通級による指導の取組を基に研究し、指導の充実を推進していきます。

(7) 「共生・共育」の推進

県は、「インクルーシブ教育システム」の考え方の基、高等学校と特別支援学校の生徒の交流等を通じた「共生・共育」を進めています。

高等学校と隣接特別支援学校高等部分校との「交流及び共同学習」の発展等、インクルーシブな学校運営モデルを推進していきます。

今後も「共生・共育」による学びを通じて、生徒や教員の「共に学び、共に育ちあう」という意識の醸成とともに、社会性や豊かな人間性を育む教育の充実を目指します。(p.15(4)イ インクルーシブな学校運営モデルの研究と拡大参照)

ウ 個に応じた支援体制と指導の充実

(7) 校内支援体制の強化

現在公立高等学校では、全ての学校で校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターを指名しています。特別な支援を必要とする生徒について適切な支援・指導をしていくためには、校長のリーダーシップの下、学校全体として生徒の課題の明確化や支援の共有を図り、チームで取り組む組織力の向上を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、全ての教員が主体的に特別支援教育に関わる校内体制の整備が求められます。

生徒の支援・指導については、今後も、生徒のより深い理解と支援・指導の充実の観点から、生徒指導主事と特別支援教育コーディネーターが十分に連携をし、特別支援教育についての理解を一層深めることが重要です。

特別な支援を必要とする生徒に対し、「個別の指導計画」を作成することは、課題を明確化し、適切な支援・指導を行う上で大変重要な要素です。「個別の指導計画」は、指導者間の支援方法の共通理解につながり、学校全体、教育活動全体で生徒に対応する力となります。

学校生活において介助や医療的ケアを必要とする生徒等について、個々の状況等に応じた支援体制を構築します。

(イ) 地区研修会の充実

県内を7地区に分け、拠点校が中心となり、特別支援教育に関する研修や体制整備における情報交換を実施する「特別支援教育地区研究協議会」を今後も開催していきます。各学校が共通して抱える問題や課題に応じたテーマで研修会を開催し、地区内の高等学校全体の特別支援教育に関する知識や技能の向上を目指すとともに、引き続き地区内の高等学校間及び高等学校と特別支援学校間の連携を推進していきます。(p.14(3)イ 地区研修会の充実 参照)

(ウ) 進路対応の充実

県教育委員会は労働や福祉関係部局等と連携し、特別な支援を必要とする生徒の自立と社会参加の促進に努めます。学校は、卒業後の社会参加を見据え、進学や就労への意欲、知識、態度について幅広く丁寧な支援・指導を実施することが求められます。卒業後も必要な支援が受けられるよう、相談や支援を受けられる機関について、生徒及び保護者に情報を提供することも重要です。また、高等学校卒業後の就職先や進学先へと情報を円滑に引き継ぐための手段として「個別的教育支援計画」を活用し、切れ目のない支援の充実に努めます。

エ 関係機関との連携と外部人材の活用

(7) 特別支援教育コーディネーターにおける校内外の連携

各学校の特別支援教育コーディネーターは、個別の支援の充実に向けて、特別支援学校のセンター的機能の活用を推進していくことや、学校内の関係者や医療、福祉、労働等の関係機関との連絡・調整を図る役割を担っています。

(4) 特別支援学校のセンター的機能の活用

県教育委員会では高等学校と特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとの日常的な連携や、小中学校、高等学校や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが集まる研修や連絡会を検討していきます。

(5) 外部人材の活用

より効果的な支援・指導を進めていくために、学校支援心理アドバイザーを引き続き拠点校に配置します。また、公認心理師等と連携した相談支援体制の整備に努めます。

オ 専門性の向上

(7) 教職員の専門性の向上

高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対して適切な支援・指導を行うために、全ての教職員に対して特別支援教育に関する一定の知識・技能と指導力が求められています。校長等の管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任等がそれぞれの役割に応じた専門性を身に付けるための研修を実施していきます。

専門的な助言ができる特別支援教育コーディネーターの育成は重要であり、研修会を実施するほか、小中学校、高等学校や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが連携できるよう交流を促進していきます。また、特別支援教育に関わる教職員へのサポートとして、個別の指導計画作成等のアシストシステムとして、AIの活用を検討していきます。

(4) 校種間の人事交流の推進

特別支援学校教諭免許状を所有する教員の高等学校への配置や、高等学校の教員の特別支援学校への配置等、今後も高等学校と特別支援学校との人事交流を進めていきます。

(5) 公立高等学校と私立高等学校の連携

高等学校の特別支援教育の専門性が高まることは、在籍する生徒の学習指導・生徒指導・進路指導の充実が図られるだけでなく、高等学校への進学を希望する生徒の進路選択の幅を広げることにつながると考えます。引き続き研修等で、公立高等学校と私立高等学校の協力・連携が図れるように努めます。

(4) 特別支援学校における特別支援教育

ア 多様性を認め合う人権教育の推進

人権教育全体計画、人権教育年間指導計画をとおり、人権に関わる内容を計画的に児童生徒に指導するよう努めます。

「多様性を認め合う」地域づくりのため、周辺の学校間の交流や地域との交流や連携を今まで以上に促進していきます。

イ 多様な学びの場における環境整備と「共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育機会」の創出

教育的ニーズに応じて可能な限り地域で学べるよう市町教育委員会等と連携して就学支援を行います。

新たな「交流及び共同学習」の在り方や地域と一体となった学校経営を研究します。また、「交流籍」を活用した「交流及び共同学習」に参加しやすい仕組みづくり等を継続します。

特別支援学校の適正規模での配置や整備を継続していきます。幼小中高等学校に対するセンター的機能が果たせるよう特別支援学校の整備を検討します。

ウ 個に応じた支援体制と指導の充実

ICTの活用に関する研究を進め、障害のある児童生徒の参加を促進していきます。

人工呼吸器管理を含む安全安心な学校医療体制整備を引き続き推進します。

今般の学習指導要領に応じた授業や、オンライン授業や「交流及び共同学習」の活用、医療機関等との連携をとおり、適切な支援を行います。

エ 関係機関との連携と外部人材の活用

高等学校と特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの日常的な連携や専門性向上の仕組みを整えます。また、幼小中高等学校、特別支援学校との相互連携や特別支援学校のセンター的機能を強化します。

医療や心理の専門家との連携に引き続き取り組みます。多様な言語や文化に応じた対応に努めます。また、スクールロイヤーの活用に引き続き取り組みます。

オ 専門性の向上

OJTや外部専門家と連携し、特別支援学校教員の専門性向上に努めます。

特別支援学校のセンター的機能に関する専門性向上のために、年次別研修等においてセンター的機能に関する内容を取り入れます。個別最適な学びのためのAI活用の研究をします。理学療法士や作業療法士等の資格を有する専門性の高い教員の適切な配置や特別支援学校教諭免許状取得率の向上等に努めます。

ア 多様性を認め合う人権教育の推進

人との関わり方のモデルを教師が担うことや多様な人との出会いの中で、人や物との関わりをより豊かにしていきます。人権教育全体計画、人権教育年間指導計画をとおり、人権に関わる内容を計画的に児童生徒に指導します。

「交流及び共同学習」の目的の一つは、「共に尊重し合いながら協働して生活する態度の育成」です。「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」である人権教育と目的が重なるため、「交流及び共同学習」は人権教育の推進において一助となると言えます。今後も、「交流及び共同学習」の内容の充実を図ります。

また、「多様性を認め合う」地域づくりに学校は重要な役割があると考えています。周辺の地域との連携や交流を今まで以上に促進していきます。

イ 多様な学びの場における環境整備と「共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育機会」の創出

(7) 「共生・共育」の推進、「交流及び共同学習」の発展

適正な学び場の選択や学びの場の柔軟な見直し等により、可能な限り地域で学べるよう、市町とこれまで以上に基本的な考え方を共通理解し、連携して就学支援を行っていきます。

近隣の幼小中高等学校と、新たな「交流及び共同学習」や地域と一体となった学校経営の在り方を研究します。(p.15(4)ア 地域と学校とが一体となったインクルーシブ教育システムの研究、イ インクルーシブな学校運営モデルの研究と拡大 参照)

また、多くの特別支援学校の幼児児童生徒が、「交流籍」を活用した「交流及び共同学習」に参加しやすい仕組みづくりをし、ガイドブックの更新や通知等をとおした成果の発信と理解啓発を継続していきます。

(4) 特別支援学校の適切な配置

多様な学び場の一つとして、特別な教育課程を編成する知的障害特別支援学校の適正規模での配置や整備を継続していきます。

一方で、近年、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校は児童生徒数が減少しています。これらの特別支援学校は教育相談件数が多いことが特徴です。特に聴覚特別支援学校では、通級による指導を実施しており、児童生徒数は増加傾向です。肢体不自由児が学ぶ特別支援学校では、学校体制での人工呼吸器管理等、より高い専門性や関係機関との連携が求められます。

特別支援学校において既に実施している聴覚障害以外の障害に応じる通級による指導の実施についても研究します。(p.14(2)ウ 特別支援学校におけるセンター的機能に対応する専門性向上及び、聴覚障害以外の障害種の特別支援学校での通級による指導の検討 参照)

ウ 個に応じた支援体制と指導の充実

(7) 個に応じた支援と合理的配慮の提供、ICT の活用

合理的配慮について、個別の教育支援計画で本人や保護者と検討し、学びの充実や安全安心な学校生活につなげます。個々に応じて点字や手話、自閉症指導に有効な支援とされる構造化等の合理的配慮に努め、一人一人に応じた学びやコミュニケーションを保障します。

ICT を活用することで、視覚障害や聴覚障害のある幼児児童生徒は「1人1台端末」を授業や日常生活で活用している好事例は多いです。書字が苦手な児童生徒は補助的に活用することで円滑に学習に取り組むようになった事例もあります。重度の身体障害がある場合、視線入力装置を活用することで、意思表示やコミュニケーションがスムーズになった事例があります。

ICT の活用に関する研究を進め、障害のある児童生徒の参加を促進していきます。

(4) 医療的ケア

今後も医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の増加が見込まれます。人工呼吸器管理を含む安全安心な学校医療体制整備を引き続き推進します。そのために、地域の医療機関や福祉、行政等との連携を深め、県全体での取組の共有、ガイドラインの見直し等を絶えず行います。

(6) 障害種ごとの支援体制と指導の充実

知的障害特別支援学校では、これまで培ってきた特別支援学校の授業づくりのノウハウを生かしつつ、今般の学習指導要領で小中高等学校との学習内容の連続性が強調されている教科等の指導の授業づくりの研究を行います。

重度・重複化する肢体不自由特別支援学校では、障害の重い児童生徒たちの支援を更に充実させます。一方で、生徒数が減少している「準ずる教育」の対象児童生徒の教科指導の充実のために教育課程の編成や ICT の活用等の指導方法等の改善に取り組みます。

医療技術の進歩や超早期療育等により、視覚特別支援学校や聴覚特別支援学校は児童生徒数が減少しています。対応する教師の減少も見込まれますが、視覚障害や聴覚障害に関する専門性の向上、教師の教科指導力や重複障害の幼児児童生徒に対する指導力の向上に努めます。適切な集団確保のためには、オンライン授業や「交流及び共同学習」の活用等も進めます。

病弱特別支援学校では、引き続き、病院や地域の小中高等学校との連携を密にして支援を行います。

(1) キャリア教育の充実

「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達」の支援を幼少期より充実させます。ワークキャリアとライフキャリアの両方を重視し、現在及び将来の生活を豊かにさせて

いきます。そのための教育課程の研究をするとともに、労働や行政、福祉等の関係機関や地域との連携強化に引き続き努めます。

エ 関係機関との連携と外部人材の活用

(7) 特別支援学校のセンター的機能の充実

高等学校の生徒に対し必要な支援が行き渡るよう、高等学校と特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの日常的な連携の仕組みを整えます。

また、地域での幼小中高等学校、特別支援学校との相互の連携は課題です。特別支援教育や障害のある幼児児童生徒に対する理解促進のため、各学校の特別支援教育コーディネーターが一同に集まる研修会の実施等をおとし、地域や学校間の連携やセンター的機能を強化します。**(p.15(5)幼小中高等学校への指導助言等、特別支援学校のセンター的機能の充実 参照)**

(4) 関係機関との連携

特別支援学校の幼児児童生徒の実態は多様化、複雑化しています。精神疾患等を併せもつ幼児児童生徒については、医療や心理の専門家との連携に引き続き取り組みます。外国にルーツのある幼児児童生徒に対する専門性の高い人材と連携し、多様な言語や文化に応じた対応に努めます。また、多様なニーズに適切に対応できるようにすると共に、不適切な指導防止に努めるため、スクールロイヤーの活用に引き続き取り組みます。

県では学校種や行政、労働、福祉等がつながり、特別支援教育の実践や課題を共有できるよう、特別支援教育体制整備研究会の活性化に努めます。

オ 専門性の向上

(7) 研修の充実と発信

OJT による研修や外部専門家と連携した研修や研究の充実により、特別支援学校の教員としての専門性向上に努めます。

特別支援学校のセンター的機能に関する専門性向上のために、年次別研修等においてセンター的機能に関する内容を取り入れます。また、幼小中高等学校の特別支援教育コーディネーター同士の連絡会を実施します。

(4) 個別最適な学びのための AI の活用

(p. 16(6) ウ 個別最適な学びのための AI の活用 参照)

(4) 教員の配置や育成

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、看護師等の資格を有する専門性の高い教員の適切な配置を行い、チームによるより充実した指導体制づくりに努めます。特別支援学校教諭免許状取得率の向上、人事交流による職員育成等に努めていきます。

資料編

・ 国の法整備、通知等	34
・ 静岡県全体の児童生徒数等の動向	38
・ 静岡県の小学校特別支援学級の動向	39
・ 静岡県の中学校特別支援学級の動向	40
・ 静岡県の小中学校の通級による指導の動向	41
・ 静岡県立高等学校の通級による指導の動向	42
・ 静岡県立特別支援学校の状況	43
・ 「交流籍」を活用した「交流及び共同学習」の動向	46
・ 特別支援学校のセンター的機能の実施状況	46
・ 基盤としての「多様性を認め合う人権教育」の推進	47
・ 児童生徒の意見の概要	51

＜国の法整備、通知等＞

表1 障害者の権利に関する条約に係る国内法の整備状況

	法律名	年月	教育に関する主な内容
1	改正障害者基本法公布・施行	平成 23 年 8 月	可能な限り共に学ぶ、「交流及び共同学習」の積極的推進
障害者の権利に関する条約に日本が批准（平成 26 年 1 月 20 日）			
2	改正障害者差別解消法公布・施行	平成 28 年 4 月 令和 6 年 4 月	差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務
3	改正発達障害者支援法施行	平成 28 年 8 月	特別な支援や配慮が必要な児童生徒に対して個別の共有支援計画・個別の指導計画の策定(作成)や活用に努める
4	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行	令和 3 年 9 月	保護者の負担軽減

表2 文部科学省の通知や国の方針

(1)「特別支援教育の推進について」 平成 19 年 4 月 1 日 文部科学省通知 特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において行う特別支援教育について、基本的な考え方、留意事項等をまとめて示しました。特別支援教育コーディネーターの指名や特別支援教育のセンター的機能の在り方等についてもこの通知により示しました。
(2)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」平成 24 年 7 月 23 日 文部科学省通知 共生社会の形成に向けて、特別支援教育が重要であること、個々の教育的ニーズに合わせた指導と支援を提供すること、適切な連携や専門性のある教職員が必要であることについて以下のように示しました。 ア 同じ場で共に学ぶことを追求する（障害理解教育、人権教育） イ それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるようにするための、環境を整備する（個に応じた支援） ウ 連続性のある「多様な学びの場」の用意（多様な学びの場、医療、保健福祉、労働等の関係機関等との適切な連携） エ 学校間連携等の推進（教職員の確保、特別支援学校のセンター的機能の発揮、「交流及び共同学習」の推進） オ 教職員の専門性の確保（特別支援教育に関する一定の知識・技能を有する）

(3)「学校教育法施行令の一部改正について」 平成 25 年 9 月 1 日 文部科学省通知 就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとしました。
(4)「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」 平成 28 年 12 月 9 日 文部科学省通知 高等学校及び中等教育学校後期課程における通級による指導を制度化し、履修に関すること、自校通級と他校通級の考え方、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、職員研修、連携について示しました。
(5)「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」 令和 3 年 1 月 4 日 文部科学省通知 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化等について下記のとおり示しています。 - ア 特別支援教育をめぐる状況と基本的な考え方 - イ 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化 - ウ 特別支援教育を担う教師の専門性の向上 - エ ICT 利活用等による特別支援教育の質の向上 - オ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実
(6)「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申） 令和 3 年 1 月 中央教育審議会答申 特別支援教育においては、「障害のある子供の学びの場の整備・連携強化」「特別支援教育を担う教師の専門性向上」「関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」について、就学前から卒業後に渡る具体的な取組を示しました。
(7)「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について」 令和 3 年 9 月 17 日 文部科学省通知 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子供を生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とし、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。通知では、基本理念として、次のことを示しています。 - ア 医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要であること。 - イ 本人やその保護者の意向を可能な限り尊重しながら、市区町村教育委員会が医療的ケア児の就学先を決定すること。 - ウ 医療的ケアを必要としていることや、医療的ケアに対応した環境や体制が整っていないことを理由に、画一的に学校への入学や転入学が拒否されることがないようにする必要があること。

エ	医療的ケア児が、医療的ケア看護職員が常時配置されていないことを理由に通学できなくなることがないようにする必要があること。
(8)「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」 令和4年4月27日 文部科学省通知	
「特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきか」は客観的かつ円滑に適切な判断を必要とし、「どのような学び場がふさわしいか」については、教育的ニーズを大前提として入念に検討、判断する必要があるとしています。また、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、「交流及び共同学習」として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、不適切であると指摘しています。	
(9)「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告」令和5年3月文部科学省報告	
通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に効果的な支援を提供するために、以下の内容を提案しています。	
ア	校内支援体制の強化
イ	通級指導の充実
ウ	教師の専門性の向上
エ	高校での支援体制の改善
オ	専門的な指導助言等の特別支援学校のセンター的機能の強化
カ	インクルーシブな学校運営モデルの創設
(10)「第4期教育振興基本計画」令和5年6月閣議決定	
持続可能な社会の担い手の育成と、ウェルビーイングの向上を目指す令和5年度から令和9年度までの教育振興基本計画を示しました。	
ア	障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。
イ	適切な就学先決定の促進、通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実、インクルーシブな学校運営モデルの創設等により、障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。
ウ	障害者理解に関する学習や「交流及び共同学習」の在り方等を周知するとともに一層の推進する。
エ	全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。
オ	特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組などを進める。
カ	医療的ケア看護職員の配置の促進を含め、取組を推進する。
キ	ICTを活用した遠隔教育推進にも取り組む。
コ	学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足の解消に向けた取組を推進する。
サ	障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進する。

表3 国連の障害者権利委員会による勧告(懸念事項及び勧告内容). 令和4年9月

(1) 隔離された特殊教育の永続化への懸念とインクルーシブ教育への権利の確認
特別支援学校や特別支援学級における教育全般について、その存続をやめるための国家行動計画を策定等すること。
(2) 通常の学校へのアクセスと「文部科学省 4.27 通知」
障害のある全ての子供の通常の学校への受け容れの確保、そのための「拒否禁止」条項を導入し、先の文部科学省通知を撤回すること。 ※文部科学省 4.27 通知：「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）2022 文部科学省」のこと。就学先の決定、特別支援学級での自立活動の時数、通級による指導の更なる活用に加え、特別支援学級に在籍する児童生徒の「交流及び共同学習」の時数について言及した。「特別支援学級に在籍している児童生徒は、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において授業を行うこと」としたことが課題として指摘された。
(3) 合理的配慮
障害のある全ての子供に対し、一人一人の教育的要求に合致したインクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保障すること。
(4) 通常の教育の教師の研修および意識変容
通常学校の教職員の研修の確保、中でも障害の人権モデルに関する意識の向上を図ること。
(5) 通常学校におけるコミュニケーション方法
通常教育環境において、さまざまな障害に即した補助的・代替的コミュニケーション（AAC）のモード・方法の使用を保障すること。 ※補助的・代替的コミュニケーション（AAC）：言語や音声によるコミュニケーションが困難な人々が、他の手段を用いて意思を伝える方法のこと。
(6) 高等教育
大学入試および入学後の学修・研究プロセスの両面において、障害学生に対する社会的障壁を除去するための国レベルの包括的な政策を策定すること。

＜静岡県全体の児童生徒数等の動向＞

義務教育就学全児童生徒数は昭和 57 年をピークに減り続けています。この 10 年間でも、平成 25 年の 311,786 人から令和 5 年には 265,602 人となり、46,000 人ほど減少しています。

表 4 静岡県特別支援教育対象児童生徒の割合(国立、私立を含む。)(人)

	義務教育就学 全児童生徒数	特別支援学校／ 通級指導教室 特別支援学級 合計児童生徒数	小中学校 特別支援学級 児童生徒数	通級指導教室 児童生徒数 ※1	特別支援学校 小中学部 児童生徒数	訪問教育 児童生徒数	障害による就学義務 猶予免除者数 ※2	特別支援学校 高等部生徒数	通級による指導 高等学校 ※1
昭和 54 年	501,923	5,550 (1.11%)	3,604 (0.72%)	—	1,946 (0.39%)	364	93	365	—
平成 16 年	331,433	5,219 (1.57%)	2,218 (0.67%)	875 (0.26%)	2,126 (0.64%)	126	6	1,260	—
平成 27 年	302,959 (小 198,150) (中 104,809)	9,851 (3.25%)	4,637 (1.53%)	2,391 (0.79%)	2,823 (0.93%)	154	0	2,004	—
令和 5 年	265,602 (小 174,888) (中 90,714)	15,738 (5.93%)	9,032 (3.40%)	3,782 (1.42%)	2,924 (1.10%)	114	0	2,087	79

※1 通級による指導は、小中学校は平成 5 年度から、高等学校は平成 30 年度から制度化された。

※2 就学義務猶予免除者：障害等により学校に就学することが困難であるため、就学の義務を猶予又は免除されたもの。

(人)

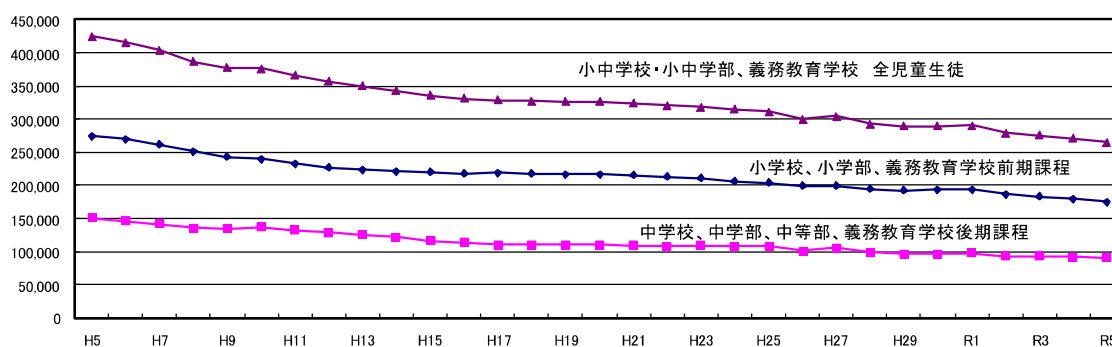


図2 静岡県の義務教育就学全児童生徒数

＜小学校特別支援学級の動向＞

小学校（以降、義務教育学校前期課程を含む）の特別支援学級の児童数は、平成25年の2,718人から令和5年の6,288人と、10年間で倍増しています。知的障害学級と自閉症・情緒障害学級の増加が顕著です。

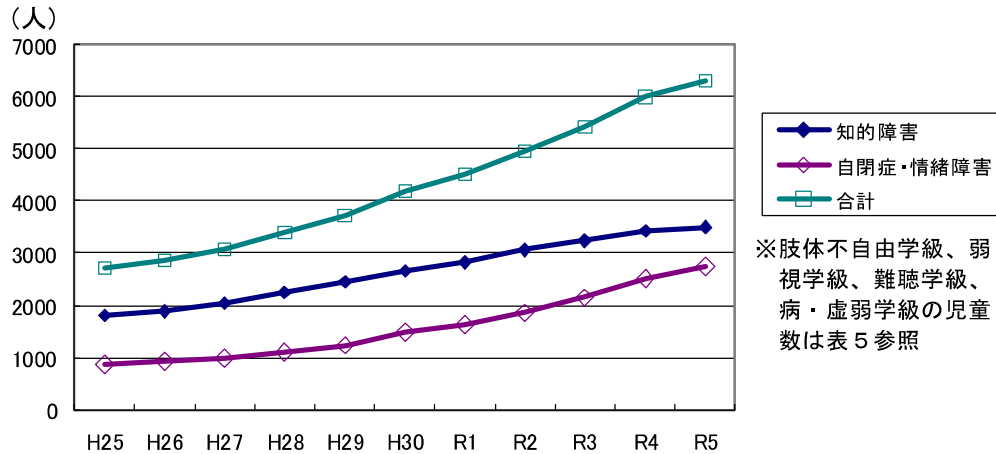


図3 小学校特別支援学級児童数の推移

表5 小学校の肢体不自由、弱視、難聴、病・虚弱学級の児童数(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
肢体不自由	19	19	20	19	19	28	31	28	33	37	41
弱視	4	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0
難聴	8	5	6	6	8	7	8	6	4	4	2
病・虚弱	1	4	9	1	3	1	2	1	5	3	3

※以下の表5から表10について

少数のため、グラフに記載することが難しいものについて、参考として数で示しています。

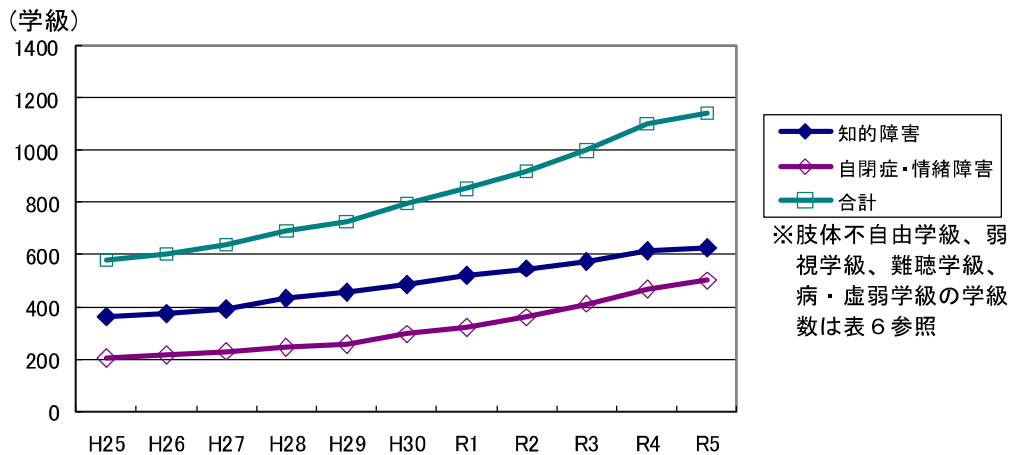


図4 小学校特別支援学級数の推移

表6 小学校の肢体不自由、弱視、難聴、病・虚弱学級数の推移(学級)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
肢体不自由	8	7	8	7	7	9	8	9	12	13	15
弱視	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴	3	2	4	3	4	2	4	4	3	3	2
病・虚弱	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1

＜中学校特別支援学級の動向＞

中学校（以降、義務教育学校後期課程含む）においても、平成 25 年が 1,365 人だったのに対し、令和 5 年では 2,744 人と倍増しています。知的障害学級と自閉症・情緒障害学級の増加が顕著です。

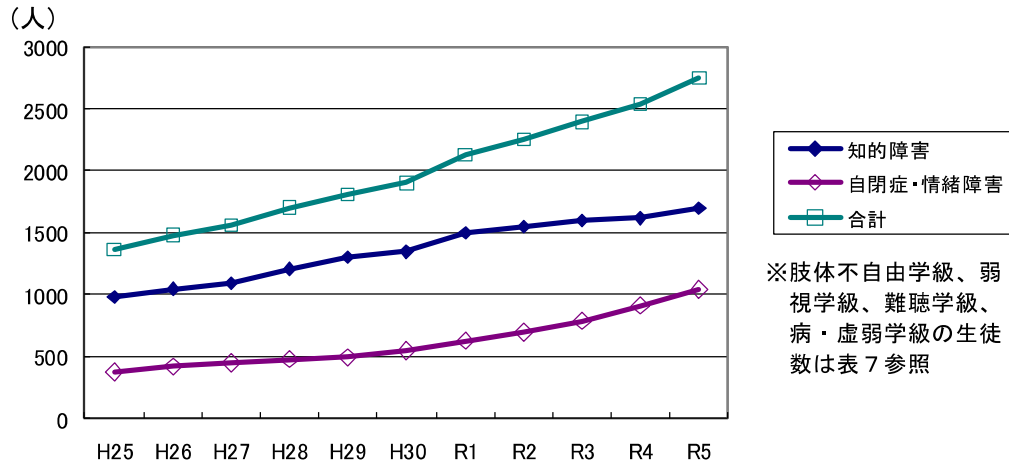


図 5 中学校特別支援学級生徒数の推移

表 7 中学校の肢体不自由、弱視、難聴、病・虚弱学級の生徒数の推移 (人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
肢体不自由	11	13	11	9	10	9	8	10	9	7	6
弱視	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1
難聴	1	2	3	3	2	2	1	2	3	3	2
病・虚弱	1	1	7	6	2	1	2	0	2	2	3

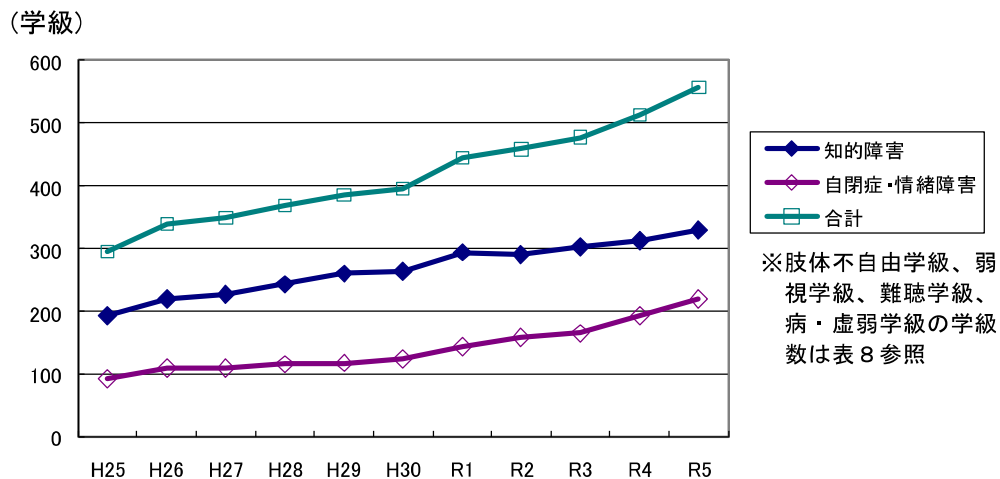


図 6 中学校特別支援学級数の推移

表 8 中学校の肢体不自由、弱視、難聴、病・虚弱学級数の推移 (学級)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
肢体不自由	7	6	7	6	6	6	5	7	5	5	4
弱視	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1
難聴	1	2	2	1	1	1	1	1	2	2	2
病・虚弱	1	1	2	2	1	1	1	0	1	1	1

＜小中学校の通級による指導＞

小学校では平成 25 年が 2,032 人だったのに対し、令和 5 年では 3,105 人となり、大きく増えています。特に、LD・ADHD・自閉症等を対象とした通級指導教室で増加が顕著です。

中学校では、平成 25 年の 96 人から令和 5 年の 677 人と、6 倍以上増加しています。LD・ADHD・自閉症等を対象とした通級指導教室で学ぶ生徒数が増加しています。

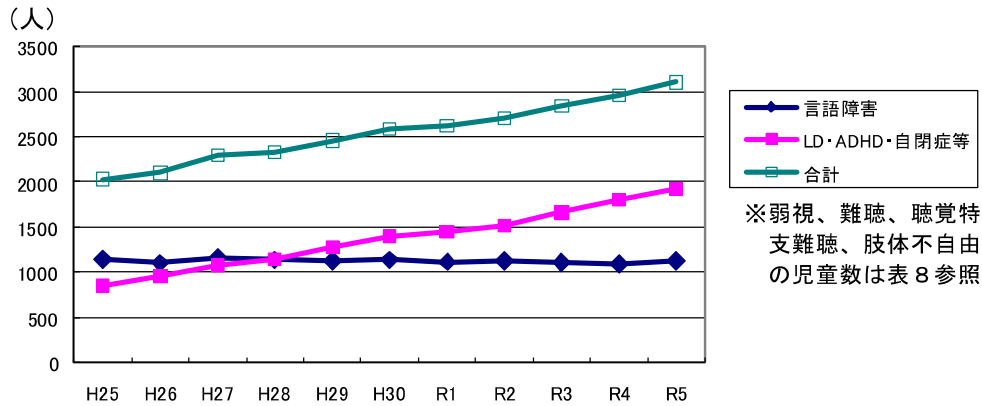


図 7 通級指導教室児童生徒数(小学校)の推移

表 9 小学校の言語障害、弱視、難聴、肢体不自由の通級指導教室児童数の推移(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴	7	6	5	6	4	4	4	5	5	3	2
聴覚特支難聴通級	39	40	44	48	47	45	52	46	53	46	56
肢体不自由	0	0	0	0	8	8	8	11	9	9	8

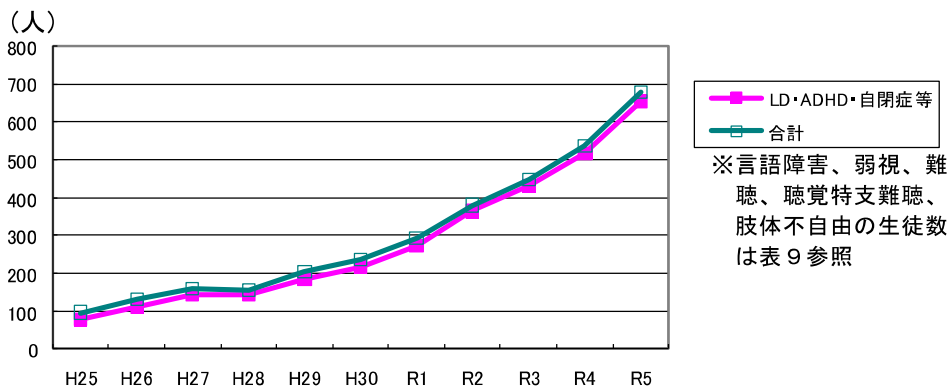


図 8 通級指導教室児童生徒数(中学校)の推移

表 10 中学校の言語障害、弱視、難聴、肢体不自由の通級指導教室生徒数の推移(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴	3	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0
聴覚特支難聴通級	16	17	14	12	17	17	16	13	14	18	19
肢体不自由	0	0	0	0	3	2	2	1	1	2	4

＜高等学校の通級指導による指導＞

県立高等学校においては、平成 30 年度より通級による指導がはじまりました。静岡県では、静岡中央高等学校通信制課程の 3 つのキャンパスで自校通級を実施しています。その他の県立高等学校では、専門的スキルを持つ講師が該当する生徒のいる学校に赴き、学校の担当教員とともにティーム・ティーチングによる指導を行う巡回による指導を実施しています。令和 5 年度は全県で 79 人の生徒に通級による指導を実施しています（図 11）。指導の内容は、主に人間関係の形成、コミュニケーションに関わる内容が多くなっています。

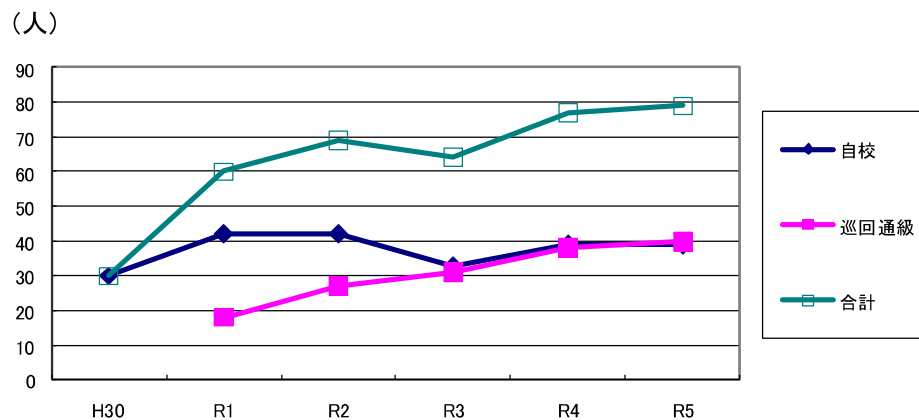


図9 通級による指導生徒数(高校)の推移

＜県立特別支援学校の状況＞

視覚障害

視覚障害を対象とする特別支援学校は、県内に3校ありますが、直近では浜松視覚特別支援学校の児童生徒数が大きく減少しています。(図10)

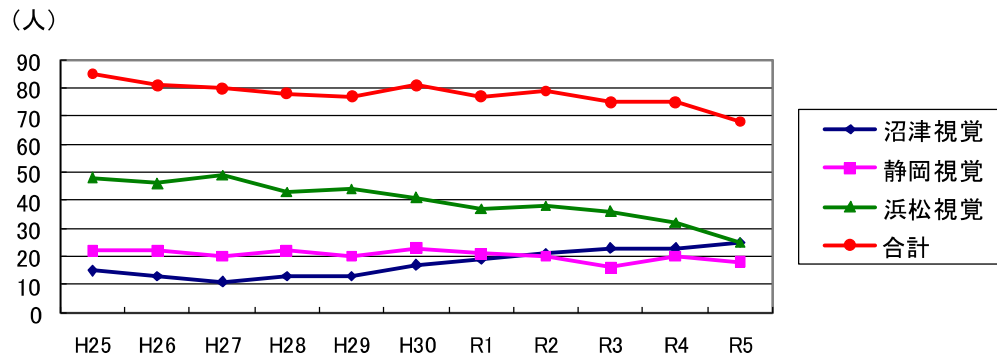


図10 視覚特別支援学校3校の幼児児童生徒数の推移

聴覚障害

聴覚障害を対象とする特別支援学校の児童生徒数は、平成25年の189人から令和5年の98人と半数近くに減少しています。これは、人工内耳等の医療技術の進歩やそれに伴う超早期の療育により、障害の改善・軽減がはかられたことが要因として考えられます。(図11)

地元の小中学校に在籍しながら、聴覚特別支援学校の通級指導教室に通級する児童生徒も一定数います(表9、表10)。聴覚特別支援学校の通級指導教室に通級する児童生徒の中には、聴覚特別支援学校の幼稚部を卒園したり、聴覚特別支援学校の小中学部から地元の小中学校に転入したりした児童生徒も含まれます。

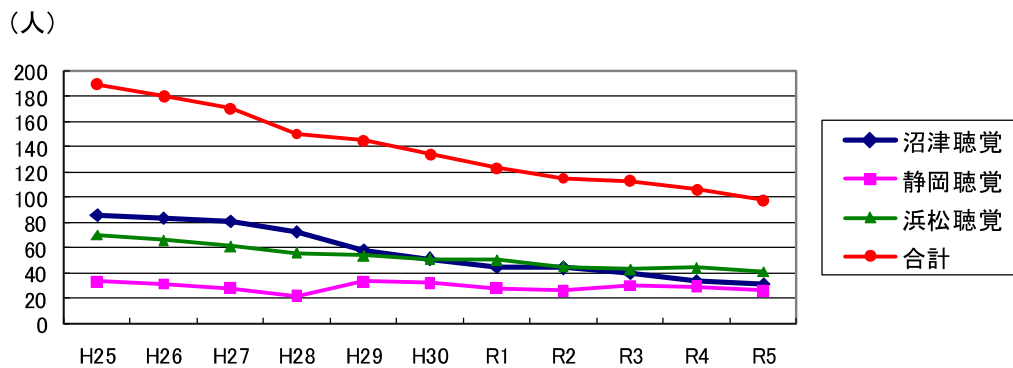


図11 聴覚特別支援学校3校の幼児児童生徒数の推移

肢体不自由

肢体不自由児を対象とする特別支援学校の児童生徒数は、平成 28 年が 744 人でしたが、令和 5 年は 605 人と減少しています。(図 12) 中でも、小中高等学校に準ずる教育をする教育課程の児童生徒数が減少しています。

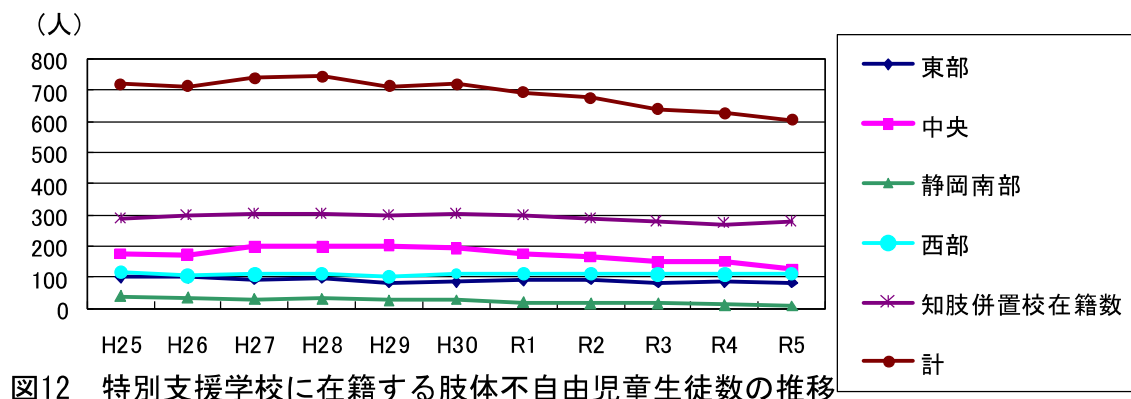


図12 特別支援学校に在籍する肢体不自由児童生徒数の推移

知的障害

知的障害を対象とする特別支援学校の児童生徒数は、平成 25 年が 3,362 人でしたが、令和 5 年は 4,089 人となり緩やかに増加してきました。これまで、主に高等部生徒の増加が、全体の児童生徒数の増加に影響してきました。しかし、高等部生徒数は、令和元年より 1,800 人前後で増減しています。(図 13)

なお、平成 11 年からは学校施設の狭隘化や長距離通学の解消のため、小学校や県立高等学校の敷地内に特別支援学校の分校の設置が始まりました。現在、14 校の分校が地域の小学校や県立高等学校の敷地内に設置され、「共生・共育」が推進されています。

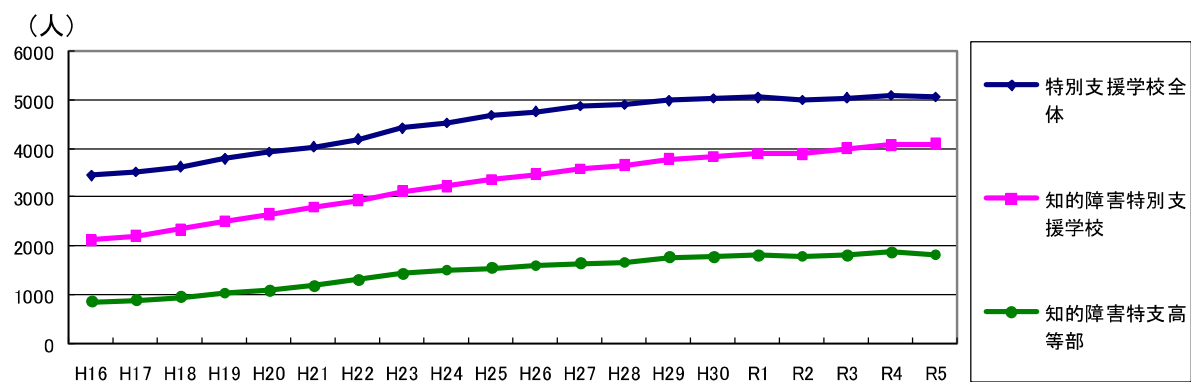


図13 知的障害特別支援学校児童生徒数の推移

病弱教育

東部特別支援学校川奈分校が令和 2 年度末に閉校し、現在病弱児を対象とする特別支援学校は、天竜特別支援学校と中央特別支援学校院内学級の 2 箇所となりました。

児童生徒数は、令和 3 年からは 80 人から 90 人の間を推移しています。(図 14)

※川奈分校は令和 2 年度末に閉校

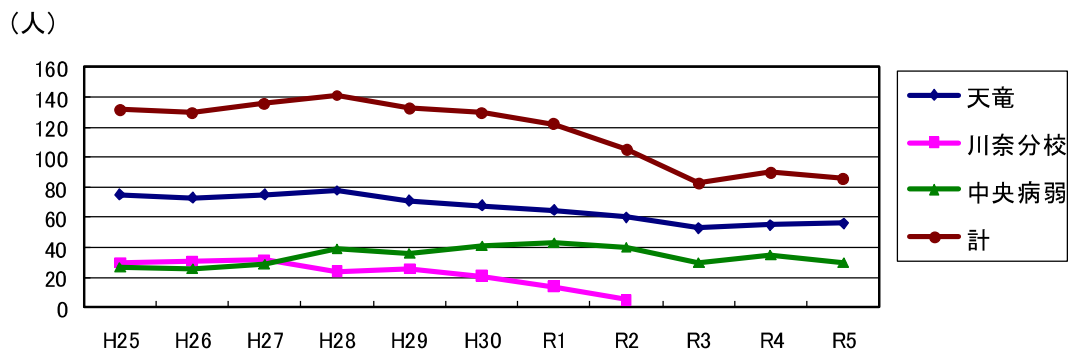


図14 病弱児童生徒数の推移

訪問教育

訪問教育対象の児童生徒数は、昭和 57 年の 457 人をピークに減少しています。平成 10 年以降は 100 人から 150 人前後で推移しています。(図 15)

※昭和 54 年に養護学校（現在の特別支援学校）義務制が実施

※平成 10 年から高等部の訪問教育が開始

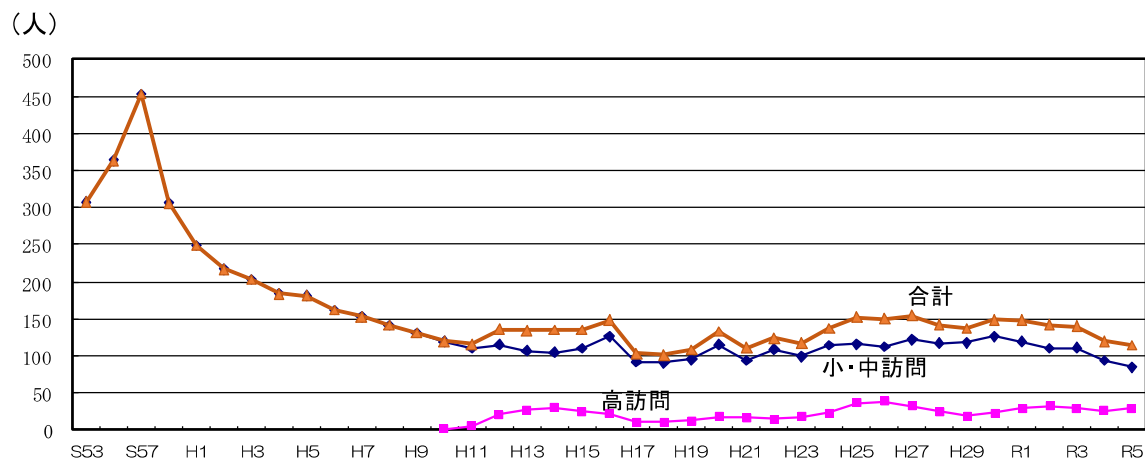


図 15 訪問教育児童生徒数の推移

「交流籍」を活用した「交流及び共同学習」の動向

「交流籍」を活用した「交流及び共同学習」は、令和元年より開始しました。特別支援学校の児童生徒と、交流籍のある小学校又は中学校（「交流籍校」という。以下同じ。）の児童生徒が、特別活動、総合的な学習の時間、各教科等の学習を共にを行っています。この交流籍を活用した「交流及び共同学習」に参加する児童生徒数は、表 11 のとおり平成 30 年は 508 人でした。その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けましたが、令和 5 年度は 1,078 人となり、倍増しています。

※「交流籍」…県立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小学校又は中学校に置く「副次的な籍」のこと。なお、対象児童生徒の学籍は、特別支援学校に置く。

表 11 居住地域における「交流及び共同学習」の取組状況 (人)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施人数	508	851	690	817 (287)	948 (184)	1,078 (96)
希望者数	500	880	882	956	1,110	1,145

※括弧内は間接交流のみ実施数。内数

特別支援学校のセンター的機能の実施状況

相談件数は幼児以下で多くなっています。これは視覚特別支援学校や聴覚特別支援学校の乳幼児への相談件数が多いためです。また、幼小中の相談内容には就学に関わる相談内容も多いことが特徴です。（表 12、表 13）

高等学校と特別支援学校の連携の状況は表 14 のとおりです。

表 12 令和5年度に県立特別支援学校が行った相談延べ件数 (人)

対象	幼児以下	小学生	中学生	高校生	市町教委等	その他	合計
件数	1,107	614	754	118	120	84	2,797

表 13 令和5年度に県立特別支援学校が行った研修等支援の延べ件数 (人)

対象	幼児以下	小学校	中学校	高校	専門学校	その他	合計
件数	16	53	20	36	9	88	222

表 14 特別支援学校と連携を行った高等学校の割合 (%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全日制	37.8	22.2	26.7	44.4	34.1
定時制	19.1	33.3	9.5	33.3	38.1

※ 高校教育課独自調査 令和 6 年 9 月 1 日現在

＜基盤としての「多様性を認め合う人権教育」の推進＞

人権とは、誰もが皆、人間らしく生き、幸せに暮らすために欠かすことができない権利です。世界人権宣言では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳われています。

国内では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義され、その基本理念は、「国民が、発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に推進することと定められています。

近年、国際的な人権基準や国内法の整備が進む中で、多様性を尊重し、共生社会を実現するための教育が求められています。「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」では、障害者の権利を尊重し、教育機会の平等を確保することや合理的配慮について明記されました。

文部科学省は「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」を基に様々な施策を進めており、特に、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流や共同学習が推進され、多様性を理解して共感する力を幼児児童生徒たちに育むことが求められています。

1 静岡県教育委員会の人権教育基本方針

静岡県は、世界や国の様々な法や動向を踏まえ、「静岡県人権施策推進計画」及び「静岡県教育振興基本計画」に基づき、「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」を目標に、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、多様性が尊重され、偏見や差別のない社会や学校の実現を目指しています。

【目 標】 自他の人権を大切にする態度や行動力の育成

【キーワード】 想像しよう 共感しよう ～気づきから行動へ～

【指導の重点】

(1) 人権に対する正しい理解を深めること

自分にも人権があり、同じように他の人にも人権があります。人権問題は、特定の人の特定の問題ではなく、全ての人の日常生活に関わっている問題です。グローバル化が進展する社会において、多様な価値観や異なる文化を互いに認め合い、共に生きる意義を理解し認識を深めることが求められています。

また、知識が足りないことで差別を生むことがあります。配慮した対応ができるようになるためには、まず正しい理解と認識が大切です。

(2) 人権感覚を高めること

人権感覚とは、人権が擁護され、実現されている状態を望ましいと感じ、反対に侵害されている状態を許せないとする感覚のことです。人権感覚が高まると、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接したときに、直感的にそれはおかしいと感じ、人権への配慮がその態度や行動に表れます。また、人

権感覚を高めるには、様々な事象や人との関わりの中で、人の気持ちや痛みを想像したり、共感したりする力を身に付けていくことが必要です。

(3) 自己肯定感を高めること

自己肯定感とは、自分自身をかけがえのない存在として認める肯定的感覚のことを言います。自己肯定感が高まると、自己を高めようとする向上心や前向きに生活をしようとするエネルギーとなります。また、異なった価値観をもった相手に対しても受容的な態度をとることにつながります。

また、一人ひとりの成長には、違いがあります。人と比べず、あたたかなまなざしと励ましで個々の成長を認めることが大切です。

(4) 多様性を尊重すること

誰もが自分らしく生きていくことができるように、多様性が尊重され、国籍、性別、宗教、障害の有無、境遇等に対する偏見や差別のない社会の実現が求められます。多様性を理解する人権意識や道徳心を育む必要があります。多様性を尊重するためには、一人ひとりが異なる存在であるという認識に立つ必要がありますが、時として、違うことを良くないことと捉えてしまったり、相手を受け入れることができなかつたりすることがあるかもしれません。ものの見方や考え方、習慣、経験や立場等は、様々であることを理解し、多様な価値観や異なる文化に触れる経験を重ねていきましょう。

また、多様性を認め合う環境によって、視野が広がり、相手の立場や感情を理解する力が養われ、共感や思いやりの心が育つと言われています。異なる背景や経験をもつ人々と協働する経験により、創造性や問題解決能力を高めることができ、さらに、自分のアイデンティティを受け入れることで、自己肯定感も高まります。互いの良さを認め合う人間関係を構築するなど、共に生きる意義を理解し、「違いを豊かさ」にしていく多様性の尊重を推進していきましょう。

2 学校における人権教育の推進

(1) 教育活動全体を通じた計画的・組織的な人権教育の推進（人権教育全体計画及び年間指導計画の作成・活用）

人権教育は、教科等の指導、日常的な指導、学年・学級経営など、学校の教育活動全体を通じて計画的に推進することが大切であり、その構想や活動に人権尊重の理念が十分に生かされていることが重要となります。そのため、あらゆる教育活動が人権尊重の精神に立って行われているかを点検しながら、学校運営全体を企画・調整する体制を整備する必要があります。

各学校においては、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、指導の徹底を図るとともに、その実施内容について評価し、改善することが必要です。

(2) 教育環境の整備、求められる教職員の人権感覚

人権尊重の環境づくりは、学校全体の雰囲気そのものに関わるものです。こうした雰囲気は、教職員の日常的な言動や教職員と児童生徒、児童生徒同士の

人間関係の在り方等によってつくられるものです。「人権は、家庭、学校、地域そして世界における人々の言動が基準となる」と言われています。幼児児童生徒の周りにいる大人の存在、言動そのものが人権基準をつくり、大きな影響を与えます。特に、学校教育において教職員は最大の教育環境と言われるように、幼児児童生徒に与える影響は大きく、教職員の人権感覚が問われています。

人権感覚を磨くためには、多くの人や物事に接し、いろいろな価値観に触れることや、多様なメンバーで対話し、新たな見方を学ぶことも大切です。違うことは特別なことではありません。逆に大切にされるべきことです。違うからこそ多様な考えがあり、「いろいろな人がいた方が良い」と教職員自身が考えるようになると、幼児児童生徒たちの感覚にも良い変化が表れてきます。

(3) 無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を意識化

「こうあるべき」「きっと～に違いない」と無意識に思っていることや、自分の過去の経験や思い込みが、ものの見方や捉え方に影響を与えています。それらが、時にゆがみや偏りとなり、言動として表れてしまうことがあります。これを無意識の偏見、アンコンシャス・バイアスと言います。アンコンシャス・バイアスは、環境や経験を通してつくられるもので、誰にでもあるものです。教職員の言動に、アンコンシャス・バイアスが影響していることもあります。教職員は、幼児児童生徒たちに与える影響が大きいことから、自分自身のものの見方や捉え方に偏りがいないか意識することが大切です。ゆがみや偏りが差別につながらないように、いろいろな見方や考え方に触れ、想像力を働かせましょう。

(4) 教職員研修の充実

学校教育を推進していく上で、教職員の資質能力の向上は大変重要です。高い倫理観と人権意識、社会性等をもち、児童生徒に寄り添いながら成長へと導く伴走者として、生涯を通じて学び続ける教職員の育成を目指しています。そのためには、教職員が人権について正しく理解すること、人権感覚を磨くための一層充実した研修を行う必要があります。

研修機会については、県教育委員会主催の年次別研修、管理職研修、職務別研修や希望研修、人権教育担当者が進める校内研修等があります。研修では、体験型研修を取り入れるなどして、その成果が日常の教育実践に効果的に活用されるよう創意工夫するとともに、研修の評価を適切に行い、研修の改善に努めています。研修を受講した教職員は、各学校において学びを広げ人権教育を推進していきましょう。

(5) 家庭・地域・関係機関との連携及び校種間の連携

学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できます。

家庭・地域や関係機関等との連携を進めるに当たっては、まずは、学校から、これらの機関等に向けて、自らの取組を積極的に公表し、協力関係を築き上げていくことが重要であり、人権教育を推進するための明確なメッセージを積極的に伝えることが求められます。また、これらの機関等との協働による取組を実践していく際には、多くの人々の参加を可能とする方法を工夫し、家庭、地域、関係諸機関が、それぞれの特色を十分に発揮できるよう留意することが必要です。

＜児童生徒の意見の概要＞

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」第11条より、地方公共団体は子供施策を策定、実施し、及び評価を行う際は、子供等の意見を反映する必要があります。

静岡県教育委員会では、『共生・共育』（静岡県版インクルーシブ教育システム）の在り方について」を策定するにあたり、児童生徒の意見を聞きました。

1 聴取り方法等について

	期間	対象	方法
小中学校	令和6年 9月	各市町小学校1校、中学校1校で、学校内で1学年を抽出して実施	アンケートの趣旨を説明後、オンラインでのアンケート回答
高等学校	令和6年 9月	高等学校7校（定時制含む）で実施	
特別支援学校	令和6年 7～8月	各障害種の特別支援学校5校の中学部高等部生徒の中から31名を抽出	直接座談会形式で聴取りを実施

2 聴取りの内容

次の内容について、各学校段階に応じた質問項目を設定しました。

得意なことや苦手なこと、がんばってもできないことなど誰にもあります。みんなが認め合い、一緒に学んだり過ごしたりできる社会にするにはどうしたらいいかをみんなで考えたいです。

色々な人が共に学んだり、共に過ごしたりするためには、どのようにするとよいと思いますか。どのようなことがあったら良いですか。

3 主な意見

小中学校	・ 特別支援学級の子がいつでも通常の学級に来られるようにしたら良い。交流を増やすと良い。 ・ 障害のある子もみんなと一緒に教室で教え合いながら学ぶことが必要である。 ・ 特性があっても、なくても一緒に過ごせる場所があると良い。 ・ 得意・不得意があり、やれることも違っていることを知ることが必要である。 ・ 無理に理解しようとするのではなく、寄り添うことが大事だ。 ・ 自分は吃音があるが、みんなに理解してもらい、楽しく過ごせている。 ・ それぞれが学びやすい環境で、自分にあった学習ができています。 ・ 肢体不自由のある友達の大変さを減らす施設面の配慮がほしい。 ・ 困ったときに助けてくれる支援員が必要である。
------	---

高等学校	・地域での交流活動を増やす。 ・自分の考えを普通に話し合える雰囲気をつくる必要がある。 ・学校の授業で話し合い等の時間を増やす、過ごしやすい学校（学びたくなるような環境）を作る。 ・他者と協力する、他者を理解しする、他者への思いやり等が大事だ。 ・差別やいじめをなくす。いろいろな人の意見を聞く。 ・バリアフリーの普及、特別支援教育/インクルーシブ教育の推進、制度や法律を整える。
特別支援学校	・もっと意見交換をして、自分の考えを伝える、相手の考えを知ることが必要。話す力や共感する力が必要。 ・高校と一緒に製品を作りたい、部活動やレクで一緒に活動したい。 ・高校、他の特別支援学校等、同世代のかかわりが増えるとよい。 ・地域の人との交流を増やして、お年寄りに学校の良さをわかってほしい。 ・日常生活やコミュニケーション、授業等にもっと情報機器を活用したい。 ・聴覚障害のこと、色々な人がいることを知ってほしい。 ・聴覚障害者同士の交流をもっと増やし、話し合いの場がもっと増えると良い。 ・差別を無くし、互いを理解し、受け入れる雰囲気がほしい。

第24回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	県立青少年教育施設の将来体制	P1
配付 報告 1	静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正	P17
<非> 報告 事項 2	令和 8 年度静岡県公立学校教員採用選考試験(令和 7 年度実施) 志願状況	非
<非> 報告 事項 3	令和 7 年度教職員人事異動概要	非

県立青少年教育施設の将来体制

(社会教育課)

(要 旨)

急激な少子化等に伴い、県立青少年教育施設利用者の大幅な減少が見込まれる中、子供たちに有用な自然体験活動の提供を今後も維持していくため、将来的に静岡県立観音山少年自然の家を廃止し、残りの 3 施設の充実を図ることで、持続可能な体制に移行して県立青少年教育施設を運営していく。

1 県立青少年教育施設の将来体制方針

朝霧野外活動センター	富士宮市	子供たちの体験格差を埋め、社会情動的スキルを伸ばす 自然体験活動の提供を維持
焼津青少年の家	焼津市	
三ヶ日青年の家	浜松市	
観音山少年自然の家	浜松市	利用していた小・中学校が、他の施設においても充実した自然体験活動が実施できる環境を整えた上で廃止

2 観音山少年自然の家を廃止する理由

- (1) 利用者数の大幅な減少 (H27 : 42, 234 人→R5 : 22, 691 人)、
コロナ禍後の回復傾向の鈍化 (R5/H27 : 観音山 54%、他施設 78~86%)
- (2) 学校利用状況の変化 (2泊3日から1泊2日、日帰りへ)
- (3) 施設・設備の老朽化 (築 52 年、老朽化率 : 99.7%、他施設 66.9~77.1%)
- (4) 県内の施設配置バランス (西部に 2 施設)

3 観音山少年自然の家廃止に伴う課題への対応

教育委員会内に「青少年教育施設新体制準備委員会」(仮称)を組織し、早期の新体制への移行に努める。現施設の機能が、他施設で代替できることを確認した上で、施設を廃止する。その際、必要な対策を実施する。

- ・観音山の活動で得られる教育的効果に相当する活動プログラムの検討・実施
 - ・代替施設として利用できる施設の確実な確保
- など

静岡県立青少年教育施設の今後のあり方に関する検討

静岡県立青少年教育施設のあり方検討委員会事務局
(令和6年11月20日)

静岡県には、現在、県立青少年教育施設が4施設あり、それぞれの立地条件等の特色を活かし、多様な自然体験活動を提供している。

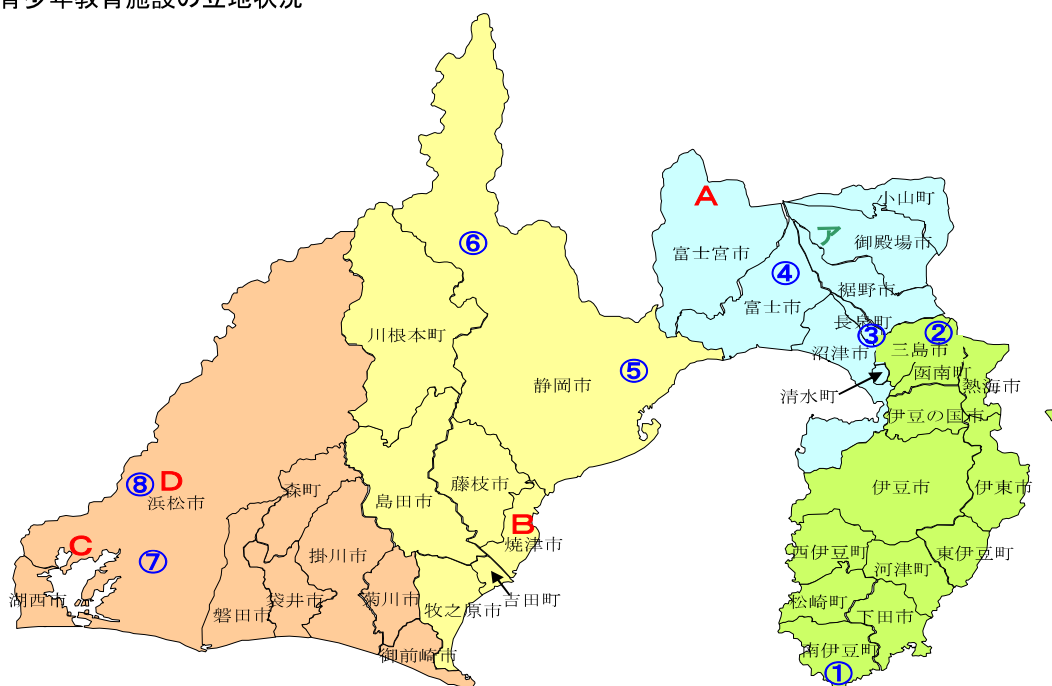
近年の利用状況や主な利用者層である小学校・中学校・高等学校の将来の児童生徒数の減少等を踏まえ、今後の県立青少年教育施設のあり方を検討した。

1 静岡県立青少年教育施設の現状（資料1、2）

静岡県には、現在、西部地域には浜松市に観音山少年自然の家と三ヶ日青年の家、中部地域には焼津市に焼津青少年の家、東部地域には富士宮市に朝霧野外活動センターが所在している。

それぞれの立地条件等の特色を活かし、多様な自然体験活動を提供している。

県内青少年教育施設の立地状況



宿泊可能かつ指導者配置施設を掲載

令和6年4月1日現在

施設名	設置者	管理	備考
A 朝霧野外活動センター	静岡県	指定管理	
B 焼津青少年の家	静岡県	直営	
C 三ヶ日青年の家	静岡県	指定管理	
D 観音山少年自然の家	静岡県	直営	
ア 国立中央青少年交流の家	国	(独) 国立青少年	
① 横浜市少年自然の家南伊豆臨海学園	横浜市	指定管理	
② 三島市立箱根の里	三島市	直営	
③ 桃沢野外活動センター	長泉町	指定管理	
④ 富士市立少年自然の家	富士市	指定管理	
⑤ 清水和田島少年自然の家	静岡市	休所中	再開は未定
⑥ 南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	静岡市	直営	
⑦ 浜松市立青少年の家	浜松市	指定管理	
⑧ 浜松市かわな野外活動センター	浜松市	指定管理	

2 自然体験活動の重要性と青少年教育施設（資料 3～4）

(1) 各種位置づけ（資料 3）

ア 学習指導要領（H30～）

「特別活動」

- ・一定期間（1 週間程度）自然体験活動（集団宿泊行事）を行うことが望ましい
- ・実施にあたっては、地域社会の社会教育施設等を積極的に活用するなど工夫
- ・特に、小学校段階においては重点的に推進することが望まれる

イ こども大綱（R5. 12. 22 閣議決定）

「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」

- ・地域や生育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮し青少年教育施設の充実等に取り組む

ウ 静岡県新ビジョン（総合計画）後期アクションプラン（R4～）

「生涯にわたり学び続ける環境づくり」

- ・青少年教育施設の利用を促進するとともに、体験プログラムの充実を図る

エ 静岡県教育振興基本計画（R4～）

「生涯を通じた学びの機会の充実」

- ・県立青少年教育施設における自然体験活動や創作活動等の魅力ある体験プログラム

オ 第 4 期静岡県子ども・若者計画（R4～）

「自己形成のための支援」

- ・青少年教育施設において、学校をはじめとする利用団体の受入れのほか、周辺の自然環境を生かした主催事業を実施し、体験活動の機会を提供

○教育課程において「特別活動」は必須であり、平素と異なる生活環境での集団宿泊活動を提供する青少年教育施設は学校教育活動を支える役割を果たしている。
○学校以外でも、各種団体の自然体験活動等の場を安価に提供し、生涯学習社会を支える施設としての役割を担っている。

(2) 自然体験活動が子供たちに及ぼす影響についての調査（資料 4）

ア「子どもの体験活動の実態に関する研究調査」（独）国立青少年教育振興機構 H22

- ・年代が若くなるほど、子どもの頃の自然体験活動が減ってきている
- ・子どもの頃、青少年教育施設や社会教育施設を利用した者ほど、最終学歴が高い

イ「青少年の体験活動等に関する意識調査」（独）国立青少年教育振興機構 H28

- ・自然体験が豊富な子供ほど、自立的行動習慣が身についている
- ・自律的行動習慣が身についている子供ほど、自己肯定感が高く、携帯電話・スマートフォンの利用時間が短く、心身の疲労を感じる事が少ない

ウ「青少年の体験活動等に関する意識調査」（独）国立青少年教育振興機構 R 元

- ・社会的背景に関わらず、自然体験活動を多く行っている子供ほど、自己肯定感が高く、自立的行動習慣が身についている傾向がある
- ・自然体験活動に関する行事へ小学生が参加しない理由として、世帯年収が 400 万円未満の家庭は、経済的あるいは時間的な負担によるものが多くみられた

- ・小学生時期に体験したことが、一定の時間を経た後もポジティブな影響・効果を及ぼしている

エ「青少年の体験活動の推進に関する調査研究報告書」(株) 浜銀総合研究所 (文部科学省の委託調査) R2

- ・自然体験活動については、幼児期・学齢期のそれぞれについて体験により「社会的スキル」や「生きる力」というように、広く資質・能力等の育成に寄与する可能性がある
- ・小学生時期に行った体験活動の経験は、長期間経過した後もその後の成長にポジティブな影響・効果を及ぼしている
- ・収入の水準が相対的に低い家庭の子供であっても、体験する機会が比較的多くあった子供はその後の意識等の水準が高い傾向にある
- ・子供が置かれている家庭環境等によらず、すべての子供が十分な体験を経験できるよう、環境等の差異も踏まえた上で子供の生活環境の中に体験の機会を創出・提供していくということが青少年の成長において重要である

- 子供のころの自然体験活動は将来にわたり非認知能力、自己有用感、自己肯定感を高めることが指摘されている。
- 急激なスマホの普及やコロナ禍を経てリアルな人間関係の希薄化が進んだことから、実体験を伴う自然体験活動の重要性がさらに増している。

青少年教育施設は、学校の教育課程を支えるとともに、VUCAの時代にあって「生きる力」の育成がより重視される中、青少年教育施設は安価に自然体験活動を提供することで体験格差を埋め、社会情動的スキルを伸ばす上で大きな役割を果たしている。高度情報化社会を迎える今後も、リアルな体験を提供する青少年教育施設の必要性は失われたいと思われる。

3 県立青少年教育施設の役割 (資料5、6)

県内における青少年教育施設の所管別の役割について、国立が全国からの利用受け入れを行っており、市町立が自市町立学校の自然体験活動場所の確保を主に担っているのに対し、**県立は県内施設の基幹施設の役割、指導者の養成・指導助言（一過性の指導者養成講座ではなく永続的・段階的に指導者養成を行っている）、多様な利用者への体験活動の提供**をしている。

県内公立小・中学校の施設設置者別実施校数

※数字は延べ (単位: 校)

	H29					R5				
	利用施設内訳				実施校延べ数計	利用施設内訳				実施校延べ数計
	県立	国立	市町立	その他		県立	国立	市町立	その他	
合計	364	42	283	183	872	417	58	175	152	802
割合	42%	5%	32%	21%	100%	52%	7%	22%	19%	100%

※未実施分は記載なし

実際に県内の小・中学校の自然体験活動では、令和5年度に50%を超えるなど**県立青少年教育施設が一番多く利用**されている。

4 近年における県立青少年教育施設の状況（資料2、7～9）

近年（おおむね平成27年度から令和5年度の間）における、県立青少年教育施設をとりまく状況を確認した。

(1) 利用者数の変動（資料7）

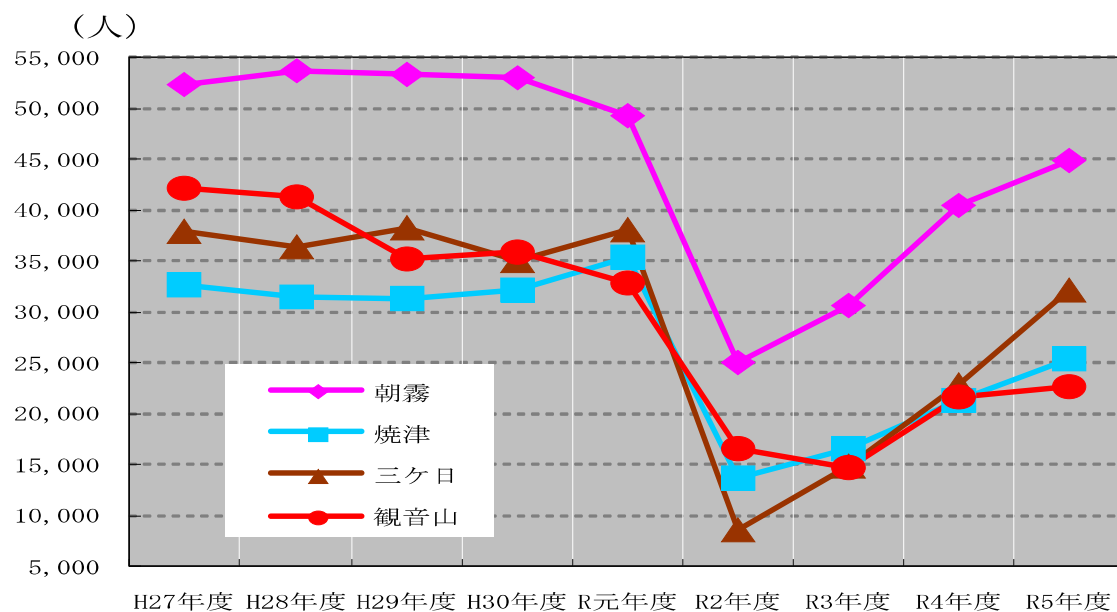
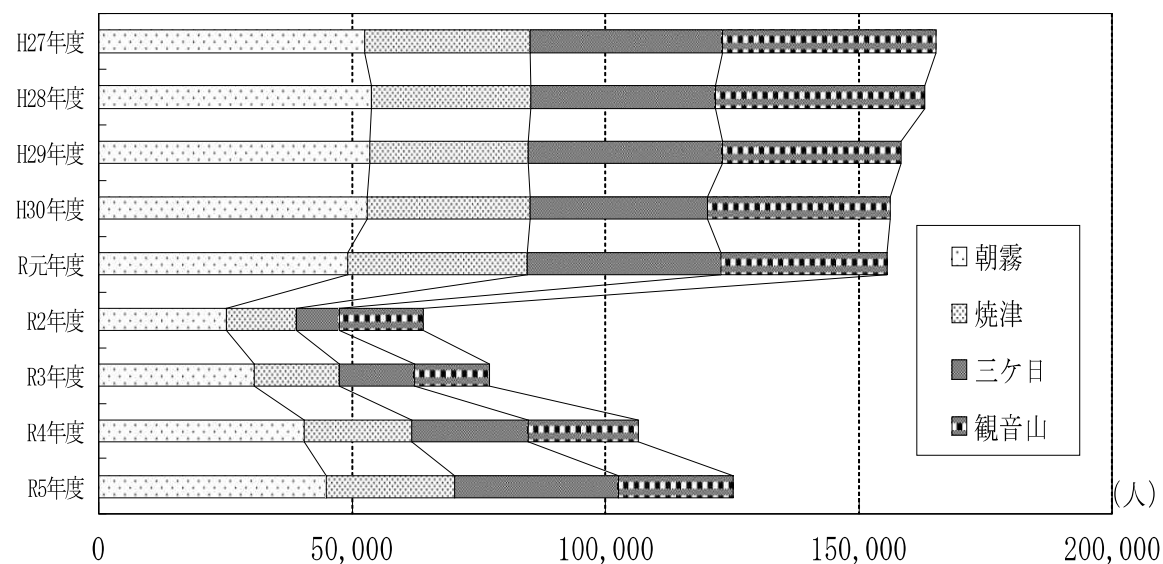
近年は利用者数が著しく変動した。その動向には4施設共通した特徴がある。

県立4施設における近年の利用者数の変動

（単位：人）

施設名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5/H27※	R5/H29※
朝霧	52,412	53,760	53,414	53,036	49,250	25,148	30,744	40,509	44,907	86%	84%
焼津	32,639	31,575	31,363	32,132	35,366	13,783	16,617	21,303	25,407	78%	81%
三ヶ日	38,046	36,396	38,258	35,055	38,065	8,562	14,961	22,952	32,244	85%	84%
観音山	42,234	41,362	35,259	36,006	32,835	16,608	14,825	21,753	22,691	54%	64%
合計	165,331	163,093	158,294	156,229	155,516	64,101	77,147	106,517	125,249	76%	79%

※近年のピーク時（H27）とコロナ禍前（H29）を、令和5年度と比較



ア 少子化の影響（資料 8）

令和 5 年度現在、利用者数の 4 施設合計のうち小学校・中学校・高等学校の教育課程利用が占める割合は 55.1%であり、最も主要な利用者と言える。

近年は少子化が加速しており、**県内の小学校・中学校・高等学校の児童生徒数も減少**が進んでいる。今後もこの傾向が続くと予測される。

県内児童生徒数等の推移

（単位：人）

	H29	R5	R10（推計）	R14（推計）	R20（推計）
県内児童生徒数（人）	322,000	293,114	248,424	226,833	211,613
H29 との比較	—	△8.97%	△22.85%	△29.55%	△34.28%

参考：学校（小・中・高）の泊を伴う県立青少年教育施設利用率（資料 7）

施設名	H30 年度（※R 元年度）			R5 年度		
	宿泊可能日	利用日数	利用率	宿泊可能日	利用日数	利用率
朝霧	87 日	86 日	98.85%	89 日	80 日	89.89%
焼津	59 日	43 日	72.88%	64 日	56 日	87.50%
三ヶ日	59 日	42 日	71.19%	58 日	48 日	82.76%
観音山※	76 日	60 日	78.95%	71 日	47 日	66.20%
合計	281 日	231 日	82.20%	282 日	231 日	81.91%

※利用可能日（休所日、休所前日、夏・冬休み期間、シーズンオフ期間、金・土・日・祝・祝前日、を除いた日）に対する実際の宿泊利用日数の割合

イ 新型コロナウイルス感染症等による影響（資料 9）

令和元年度から新型コロナウイルス感染症の影響が著しく、利用者数が大幅に減少した。令和 2 年度から令和 4 年度は特に著しく減少し、令和 5 年度においては回復傾向ではあるがコロナ禍前の 8 割程度に止まった。

平成 30 年度から令和 5 年度までの県立青少年教育施設の利用日数の実績において、日帰り利用の団体数が増加し、2 泊 3 日利用の団体数が大幅に減少した。利用団体の多くは、日帰りあるいは従来よりも泊数を少なくする（主に 2 泊 3 日→1 泊 2 日）ことで対応しており、**利用期間の短縮**が見られた。この傾向は、学校の多忙化解消、教員の負担解消を求める時代潮流に合致するものであるため、今後も続くと予想される。

県立青少年教育施設の利用日数状況

（数字は 4 施設合計団体数、（）は小中高のみ）

利用日数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日帰り	417 (37)	381 (84)	414 (138)	477 (139)	471 (81)	478 (61)
1 泊 2 日	647 (247)	634 (241)	291 (176)	328 (223)	504 (310)	600 (353)
2 泊 3 日	234 (167)	213 (156)	59 (32)	52 (35)	97 (68)	104 (62)
それ以上	31 (23)	27 (3)	5 (0)	6 (0)	21 (1)	25 (2)
合計	1,329 (474)	1,255 (484)	769 (346)	863 (397)	1,093 (460)	1,207 (478)

(2) 施設の老朽化の課題（資料 2）

現在の施設・設備は県立 4 施設とも築後相当年数が経過し、老朽化が進行している。

各施設の老朽化について明確にするため、施設・設備の劣化診断を順次行い、それを基に 5 年間の施設・設備の修繕計画である「中期維持保全計画」を作成している（朝霧は現時点で作成中、三ケ日は令和 6 年度に劣化診断を行うため未作成）。その結果、各施設共 5 年間で 3 億円から 6 億円程度の修繕費がかかることが判明した。

特に観音山少年自然の家は築 50 年を超え施設が著しく老朽化しており、大規模修繕が急務である。

県立 4 施設における設置（改築）年度と中期維持保全計画の総額

	朝霧野外活動センター	焼津青少年の家	三ケ日青年の家	観音山少年自然の家
設置又は改築年度	昭和 44 年 9 月 (平成 8 年 6 月改築)	昭和 37 年 7 月 (昭和 61 年 6 月改築)	昭和 36 年 5 月 (平成 3 年 3 月改築)	昭和 48 年 6 月 (平成 18 年度耐震補強)
現行施設の築年数	28 年	38 年	33 年	51 年
中期維持保全計画の総額※1 (劣化診断実施年度)	573,385 千円 (R 5) ※2	418,587 千円 (R 4)	未定 (R 6) ※3	291,020 千円 (R 3)

※1 中期維持保全計画は、劣化診断を行った翌年度に 5 年間の施設・設備の修繕計画を作成し、作成した翌年度から実施する。

※2 朝霧は現時点で作成中のため、中期維持保全計画は概算

※3 三ケ日は劣化診断を令和 6 年度実施のため、中期維持保全計画は未作成

県立青少年教育施設が県内の多くの学校にとって教育課程における自然体験活動（集団宿泊行事）の提供に大きな役割を果たしている現状を十分に配慮しながら、少子化及び学校行事の精選に伴う利用者数の減少傾向、施設設備の老朽化、財政負担軽減の必要性を考慮し、県立施設としての適正な配置（施設保有量適正化）について検討する必要がある。

5 県立青少年教育施設の特徴と課題（資料 10）

県立青少年教育施設それぞれの特色・課題点について検討した。

各施設の特徴と課題

施 設 名	特 色 ・ 課 題 点
朝霧野外活動センター	- 山系の指定管理施設。4施設のうちで利用者が一番多い。富士山麓の広大な活動エリアに加え、キャンプ場も併設されており、アイススケート場・プラネタリウム等を有し、多彩な主催事業を行っている。 - 学校利用が全体の5割以上。少年団体の利用も多い。
焼津青少年の家	- 海系の直営施設。駿河湾に面した場所に所在し、利用者の半数が海洋活動（アウトリガーカヌー）を希望している。 4施設の中では比較的市街地に近く、企業の研修としても利用がある。地域住民の避難所としての役割も担っている。 - 清水和田島少年自然の家が令和元年度から休所している影響を受け、利用者が増加している。（清水和田島少年自然の家の再開は未定） - 学校利用が全体の6割程度。公立学校の教員が所員として勤務、指導している。
三ヶ日青年の家	- 海系の指定管理施設。浜名湖に面しており、県有のハーバーを有し、ログハウスを併設している。カッターや国内唯一のダブルハルカヌーの海洋活動を提供している（令和7年度からはダブルハルカヌーに一本化する予定）。 - 平成22年度の事故後、海洋活動訓練に注力している。 - 学校利用は全体の4割程度。少年団体、成人の利用も多い。
観音山少年自然の家	- 山系の直営施設。観音山の広大な活動エリアを活かし、ウォークラリーや沢登り等の自然体験活動を提供している。 - 施設は築50年を超えており、著しく老朽化している。 - 学校利用が全体の7割以上。特に浜松市を除く県西部地域の小学校の9割以上が利用している。公立学校の教員が所員として勤務し指導している。

6 県立青少年教育施設の今後の需要（利用者数）予測（資料 11）

今後の少子化の影響を考慮の上で将来の利用者数を試算した。

- 人口推計を基に試算すると、少子化の影響により、学校の利用人数は今後やや減少していく見込みである。（R5実績を基に児童生徒の減少率を掛け合わせて算出）
- 少年団体や家族等は、提供プログラム・主催事業の充実や積極的な広報を実施していくことで今後も一定の利用がある見込み。（R5実績を横置き）

各施設の今後の利用者数推計（全区分）

（単位：人）

施設名	R5（実績）	R10（推計※）	R14（推計※）	R20（推計※）	R5→R10	R5→R14	R5→R20
朝 霧	44,907	41,300	39,541	38,318	△3,607	△5,366	△6,589
焼 津	25,407	23,163	22,229	21,471	△2,244	△3,178	△3,936
三ヶ日	32,244	30,797	30,165	29,663	△1,447	△2,079	△2,581
観音山	22,691	20,430	19,441	18,657	△2,261	△3,250	△4,034
計	125,249	115,690	111,376	108,109	△9,559	△13,873	△17,140

7 県立青少年教育施設のあり方に関する基本方針の策定(令和6年3月)(資料12)

(1) あり方を検討する上での視点

- ・少子化の影響・施設の老朽化対応・地域との連携・時代の変化への対応
- ・施設ごとの課題

(2) 基本方針

少子化の進行に伴う利用者数の減少に対応するため、現行の4施設を3施設に移行することを前提に、教育的な効果や運営コスト等を勘案して最善の方法を検討する。

各施設を廃止した場合の考察

廃止施設名	考 察
朝霧野外活動センター	学校利用、それ以外も含めて稼働率が最も高く利用者も多いため、廃止した場合の受け入れ先確保が困難であり、 廃止対象の候補とはならない。
焼津青少年家の	三ケ日に次いで学校利用が少ない点、市街地の近くに所在し行うことができる自然体験活動の種類が限定されている点などから廃止の候補となり得る。
三ケ日の家	立地条件の良さから民間事業者の関心が最も高く、廃止後も民間移行によるある程度の事業継続が見込める可能性があるが、その実現性については検証が必要。
観音山少年自然の家	施設の老朽化が最も進行している点で廃止する場合の最有力候補であるが、通年で学校利用の多い施設であるため、現状では廃止後の利用者の受け入れ先確保に問題がある点、利用地域の理解を得るのが困難である点が課題。

8 県立青少年教育施設について県内関連市の意向確認(資料13)

観音山少年自然の家、焼津青少年の家、三ケ日青年の家について、それぞれ所在する市に各施設に対する意向について確認した。

各市の意向

市 名	確 認 方 法	関連施設／状況	意 向
磐田市	磐田市市長来庁 (教育長等訪問)	観音山少年自然の家 市内の全小学校が観音山少年自然の家を利用。	・観音山少年自然の家は遠州地域では極めて重要な施設である。 ・磐田市や袋井市などの自治体では同様の施設を建てることは難しく、県に頼らざるを得ない。
浜松市	教育委員会学校教育部指導課と協議	観音山少年自然の家 かわな野外活動センターは市内の多くの小学校が利用、観音山少年自然の家は浜松市以外の小学校が主に利用。	・利用者の棲み分けができていないので、観音山少年自然の家とかわな野外活動センターを一体化することや、観音山少年自然の家を浜松市が取得することは、現時点では検討できない。 ・観音山少年自然の家を廃止した場合、現状では他市町の学校がかわな野外活動センターに流入しても受け入れができない。
浜松市	スポーツ振興課と協議	三ケ日青年の家 三ケ日青年の家の周辺地域を「ビーチ・マリンスポーツの聖地」として構想。	・三ケ日青年の家を浜松市が取得することは検討できない。 ・「ビーチ・マリンスポーツの聖地」(周辺施設を整備し、ウインドサーフィン等の大会を誘致する)計画は、三ケ日青年の家が県立施設であることが前提。
焼津市	都市政策部都市整備課、生きがい・交流部スマイルライフ推進課と協議	焼津青少年の家 焼津市から敷地の一部を借地(賃借料免除)している。	・焼津青少年の家を焼津市が取得することは大変難しい。

観音山少年自然の家、焼津青少年の家、三ケ日青年の家については、所在地の市での取得は難しく、県立施設としての存続を希望していることが判明した。

9 他自治体所管の青少年教育施設の状況調査結果の確認（R6年1月）（資料14）

令和5年度の「関東甲信越静岡地区青少年行政主管課長会議」において、「所管の青少年教育施設の整理を行っているか」という質問を提示し、関東甲信越及び静岡県内の自治体所管の青少年教育施設の整理・検討状況について確認した。

- ・18自治体中14自治体において検討を行っている又は検討中又は予定があると回答した。
- ・検討を行った8自治体中5自治体は既存の施設を廃止すると決定している。

多くの自治体で青少年教育施設の整理・検討を行っており、施設数を減少する又は運営規模を縮小化していく傾向であることが判明した。

10 他自治体所管の青少年教育施設老朽化対策検討状況調査集計結果の確認

（R5年4月青森県による調査）（資料15）

他自治体所管の県立青少年教育施設の老朽化の対策について確認した、青森県の調査結果を確認した。

- ・築50年以上の23施設中、「廃止等」を行う回答した施設は1施設であった。
- ・築50年以上で「対策済」及び「方針決定した」と回答した14施設のうち、11施設は「長寿命化」していると回答した。

県外では築50年以上の老朽化した施設であっても、多くは長寿命化等を行い青少年教育施設として存続する必要があることが判明した。

11 観音山少年自然の家の施設改修、改築等に伴う検討（資料16）

観音山少年自然の家は4施設の中で最も老朽化が進んでいるため、今後も使用を続ける場合の改築、改修費用について検討を行った。

全面改築する案から最低限の改修（築後80年使用を想定）を行う案までを想定し、結果、約15億6千万円から約6億3千万円程度の費用を必要とすることが判明した。

12 サウンディング調査の実施及び考察（資料17）

県立青少年教育施設4施設の今後の運営等に関し、民間事業者の活力導入の可能性を探ることを目的に、民間事業者に対するヒアリング調査等を実施した。

（委託業者） 株式会社日本総合研究所

（実施期間） 令和5年12月～令和6年3月

（委託内容） 民間事業者に対するヒアリング調査及び今後の青少年教育施設体制案について考察

4施設体制から3施設体制にする施設整理案と、4施設を存続しつつ民間のノウハウを導入し現体制の4分の3程度の経費で運営する案の可能性が示された。

この調査によって県立青少年教育施設の運営に関して民間事業者の活力を導入した場合の様々な選択肢が示されたが、実現の確証を得るまでには到らなかった。

民間活力の導入は今後も継続課題としつつ、検討委員会の方向性としては少子化等の将来的な影響を踏まえ青少年教育施設の適正な配置を行うことを重視する。

13 県立青少年教育施設廃止候補施設の選定に係る考察（資料 18、19）

県立青少年教育施設 4 施設のうち朝霧を除く 1 施設を廃止する前提において、廃止施設選定の要因となる下記の事項について考察した。

施設廃止についての要因別考察

優先順位	項 目	焼津青少年の家	三ヶ日青年の家	観音山少年自然の家	考 察
1	教育的効果への影響				
	代替施設の確保困難さ	収容人員 190 人（17 室）	収容人員 200 人（本館 150 人（12 室）ロケハウス 50 人）	収容人員 200 人（8 室）	収容人員に大差はない。
	学校利用（泊を伴う小中高利用）	R 5 実績（延人数）7,244 人	R 5 実績（延人数）6,110 人	R 5 実績（延人数）9,052 人	最も影響人数が少ないのは 三ヶ日 。
2	全体施設利用者（日帰りを含めた全利用者）	R 5 実績（延人数）25,407 人	R 5 実績（延人数）32,244 人	R 5 実績（延人数）22,691 人	最も影響人数が少ないのは 観音山 。コロナ禍以前の水準に戻らない。
3	立地条件（廃止によって失われる自然環境）	駿河湾に面しているが、都市部に近い。	浜名湖に面している。風光明媚。敷地内ハーバーあり。バンガローあり。	観音山の広大な自然環境。年間を通して活動可能。	体験活動に資する周辺自然環境の豊かさを相対的に比較すると 焼津 。
4	失われる特徴的な体験活動	海洋活動（アウトリガーカヌー漕艇）。	海洋活動（ダブルハルカヌー、カッター漕艇）。バンガローでの宿泊。	登山、沢のぼり。	焼津 は天候に左右される海洋活動が中心。海洋指導員の人材確保など課題あり。
5	利用者の属性（廃止により影響を受ける層）	幼稚園 2% 小学生 48% 中学生 9% 少年団体 14%	幼稚園 5% 小学生 14% 中学生 21% 少年団体 27%	幼稚園 10% 小学生 66% 中学生 5% 少年団体 4%	施設ごとに利用者層が大きく異なる。学校利用（特に小学生）を重視する観点に立つと 三ヶ日 の廃止
6	現施設の老朽化度	築38年（昭和61年改築）	築33年（平成3年改築）	築51年（昭和48年築）30年間程度は保全方法有（624,707千円～）	施設が最も古いのは 観音山 。
7	県民の理解（予想される地元住民等関係者による反対等）	周辺地域住民が避難所等で利用しており歴史も古いため、地元の関心は高い。	地域住民と施設との親密度が高い。過去の事故の教訓を踏まえた運営に注力しており、関係者への丁寧な説明が必要。	磐田市・袋井市など西部地域の小学校の大半が利用しており、学校関係者等が中心にたいへん関心が高い。	現段階で相対的に最も関係者による反対が少ないと思われるのは 焼津 であるが実際はわからない。
8	廃止後の県下における配置バランス	東1：中0：西2 山系2：海系1	東1：中1：西1 山系2：海系1	東1：中1：西1 山系1：海系2	東中西のバランスを考慮すると、西部所在の 観音山 が 三ヶ日 に重複感。
9	コスト削減効果				
	年間運営コスト（一般財源）	127,746千円	127,394千円	110,247千円	高コストの海洋活動を持つ 焼津 、 三ヶ日 が削減効果が高い。

	備品更新 (5年間、 要望ベース)	49,929千円	43,133千円	16,573千円	高コストの海洋活動を持つ 焼津、三ケ日 が削減効果が高い。
	施設維持修繕 (5年間、中期 維持保全計画)	418,587千円	中期維持保全 計画未実施	291,020千円	施設規模の大きい 焼津、(三ケ日) が削減効果が高い。
10	利用者の多い地域及び5歳～14歳の将来の人口減少率(H29→R22年度)	県中部。 減少率は33%	浜松市 減少率は29%	浜松市を除く 県西部。 減少率は31%	三ケ日 利用は政令市が多い。 減少率は高いのは 焼津
11	廃止後に運用形態を変更して存続する可能性	焼津市への譲渡は望み薄。	民間への譲渡の可能性があるため、定期借地による売却など条件によっては可能性がある	利用市町の思いが強いため、市町に譲渡し組合立のように県西部の市町で共同運営できないか	仮定の案でしかない。

14 県立青少年教育施設の廃止時期の検討（資料 20）

県立青少年教育施設のうち1施設を廃止すると仮定して、廃止が可能と考えられる時期について検討した。

○廃止施設のモデルケース：観音山少年自然の家

○条件：廃止した場合、県内の学校（小・中・高）の泊を伴う利用を代替施設で受け入れが可能となった場合

	廃止施設の利用人数	代替施設	試算結果
試算 1	1校あたりの平均人数ベースで試算	焼津、朝霧、	令和14年度受入れ可能
試算 2	R5利用実績を人数区分毎に整理した上で試算	三ケ日、かわな	令和9年度受入れ可能

上記試算は、代替施設で受け入れが可能となる時期である。この試算によると学校の準備期間を1年考慮するとして、最短で**令和10年度**に廃止可能と推測できる。

15 観音山少年自然の家・焼津青少年の家を廃止した場合のコスト比較（資料 21）

観音山少年自然の家、焼津青少年の家のどちらかを令和10年度に廃止すると仮定した場合のコスト比較を行った。

人件費、管理運営費、施設修繕費を含めた経費を試算した結果、令和7年度から令和9年度までは廃止に備えて存続施設の大規模修繕等が必要となることから3年間で8百万円から1億5千万円の増となるが、令和10年度からは毎年3億円程度のコスト削減が見込まれる。

コスト削減効果試算 廃止10年度と仮定の場合

	R7	R8	R9	R10 廃止	R11	R12	R13
観音山廃止の場合	+8 百万円			△3 億円			→
焼津廃止の場合	+1 億 5 千万円			△3 億 1 千万円			→

16 県立青少年教育施設のあり方

県立青少年教育施設のあり方検討委員会での検討の結果、次のようにまとめた。

(1) 青少年教育施設の意義

自然体験活動は非認知能力、自己有用感、自己肯定感を高めることが指摘されており、人間関係の希薄化が進んだ現代社会において重要性がさらに増している。

青少年教育施設は安価に自然体験活動を提供することで、**体験格差を埋め、子供らの社会情動的スキルを伸ばす上で大きな役割**を果たしており、高度情報化社会を迎える今後も、リアルな体験を提供する青少年教育施設を存続させていく必要がある。

特に、小学生のころの体験活動は将来にわたり長くその後の成長に良い影響を与えるとされているため、**学校教育活動の需要に対しては確実に応えていく**べきである。

(2) 将来体制

急激な少子化の影響により、県内児童生徒数は10年後には7割程度にまで落ち込むことが予想されている。また、学校行事の精選により学校の利用状況に変化が出てきている点も無視できない。

さらに、各施設の老朽化が進み、今後の施設設備の維持コストが高額となることも考慮しなければならない。

以上の点から、**将来的に現在の4施設体制を3施設体制に縮小**し、適正規模で今後の自然体験活動を存続させていくべきである。

(3) 廃止候補施設

各施設にはそれぞれに特徴があるため、廃止施設をどこにすべきかは、どの観点を重視して評価するかによる。

廃止候補施設の検討

施設名	廃止に向けた評価
朝霧 野外活動 センター (山系)	(稼働率が最も高く、利用者も多いため、廃止した場合受入れ先確保が困難であり、廃止対象の候補としない。)
焼津 青少年 自然の家 (海系)	・ 観音山、三ケ日に比べ、都市部に近く提供できる自然体験活動に限りがある点を重視する。 ・ 子供たちに豊かな自然体験を提供する機能に着目すると、幼稚園児や小学生の低年齢層にも多彩な野外体験を提供できる広大な観音山の自然環境、風光明媚な浜名湖畔にあってマリナーを施設内に抱えアウトリガーカヌー以外にも海に接する活動ができる三ケ日の環境は、得難い貴重なものである。一方、焼津は海浜地区に立地するものの都市部に近く、アウトリガーカヌー漕艇以外にこの環境を生かした活動は行いづらい環境である。 ・ アウトリガーカヌー漕艇は海洋県の施設として意義のあるものではあるが、実施が天候に左右されること、安全確保に職員が多数関わり高コストであること、海洋指導員の人材確保など、課題もあり、今後は三ケ日のダブルハルカヌーに海洋活動を集約していきたい。 ・ 利用者数はコロナ禍前の8割程度まで回復しているものの、総数において朝霧や三ケ日に大きく劣る。学校利用も一定数あるが、清水和田島少年自然の家の動向如何で今後の動向不透明。

三ヶ日 青年の家 (海系)	・ 観音山や焼津に比べ、学校教育活動での利用が一番少なく、学校への影響は最も小さい点を重視する。 ・ ダブルハルカヌー漕艇は、実施が天候に左右されること、安全確保に職員が多数関わり、高コストであるため、焼津のアウトリガーカヌーに海洋活動を集約する。 ・ 西部地域に2施設あるため、東中西地域にバランス良く配置するといった観点では有力候補となる。 ・ 立地条件や県有地に所在していることから譲渡や定期借地等の方法が考えられるが、いずれも不透明であり課題が多いため、検討するにはかなりの時間が必要である。
観音山 少年自然の家 (山系)	・ 施設全体の利用者がコロナ禍後、他施設が8割程度回復している中、6割程度に止まっている点を重視する。また、近年のピーク時（H27）と比べると5割強の利用にとどまっている。 ・ 学校利用の割合が高い点は考慮すべきところだが、主な利用層である小学生の利用がコロナ禍前の6割程度にとどまり、令和4年度から5年度にかけても鈍化傾向にある。これは、コロナ禍後による学校行事の変化（行事の精選、2泊から1泊への変更など）によるものと思われる。施設の特性から学校利用が減った分を一般利用にまわすことが難しい面があり、学校のニーズがダイレクトに施設の利用率に反映するため、この傾向は無視できない。 ・ 今後の施設の耐用年数が最も短いこと、東中西地域にバランス良く配置すること、といった観点では最も有力候補となる。

(4) 各施設を廃止した場合の他施設のあり方（資料 22）

県立青少年教育施設を廃止する際には、廃止施設の利用者の不安、不満を取り除き、他の県立青少年教育施設への移行を円滑にするために、継続施設の教育的効果を高める対応が必要である。

施設廃止にあたり配慮すべき事項

廃止施設名	廃止によって失われる要素	廃止にあたり他施設が配慮すべき事項
焼津青少年の家	海洋活動の提供 (アウトリガーカヌー)	(三ケ日青年の家) 唯一の海洋活動提供施設 ・ダブルハルカヌー増船等
	宿泊機能	(朝霧野外活動センター) ・施設の長寿命化改修等（本館） ・キャンプ場整備による宿泊者収容人数の増加 (三ケ日青年の家) ・施設の長寿命化改修等（本館） ・本館及びログハウスの整備による宿泊者収容人数の増加 (観音山少年自然の家) ・施設の長寿命化改修等
三ケ日青年の家	海洋活動の提供 (ダブルハルカヌー)	(焼津青少年の家) 唯一の海洋活動提供施設 ・アウトリガーカヌー増船等
	宿泊機能	(朝霧野外活動センター) ・施設の長寿命化改修等（本館） ・キャンプ場整備による宿泊者収容人数の増加 (焼津青少年の家) ・施設の長寿命化改修等 (観音山少年自然の家) ・施設の長寿命化改修等
観音山少年自然の家	自然体験活動の提供 (主に小学生向け)	(三ケ日青年の家) 観音山利用層の主たる受け皿 ・ダブルハルカヌー増船等 ・地引き網等低年齢層向け活動の開発 (焼津青少年の家) ・アウトリガーカヌー増船等
	宿泊機能	(朝霧野外活動センター) ・施設の長寿命化改修等（本館） ・キャンプ場整備による宿泊者収容人数の増加 (三ケ日青年の家) ・施設の長寿命化改修等（本館） ・本館及びログハウスの整備による宿泊者収容人数の増加 (焼津青少年の家) ・施設の長寿命化改修等

<<青少年教育施設のあり方検討委員会による検討>>（資料 23）

令和 5 年 4 月、静岡県教育委員会内に「静岡県立青少年教育施設等のあり方検討委員会」を設置し、県立青少年教育施設等の将来的な運用方法等について検討した。

(1) あり方検討委員会等の開催履歴及び委員・作業部会員一覧

あり方検討委員会等の開催履歴

月 日		検 討 内 容
令和 5 年度	4 月 24 日	第 1 回委員会兼作業部会 ・検討課題の共有・現状分析
	5 月 11 日	施設視察（朝霧、焼津、青少年会館）
	5 月 12 日	施設視察（三ヶ日、観音山）
	5 月 26 日	第 2 回作業部会 ・県立青少年教育施設 4 所の方向性・将来像（運営方法等）の検討
	5 月 30 日	第 2 回委員会 ・県立青少年教育施設 4 所の大まかな方向性・将来像の素案検討
	6 月 30 日	第 3 回作業部会 ・県立青少年教育施設 4 所の方向性に基づく諸課題の検討
	7 月 24 日	第 4 回作業部会 ・基本方針の検討
	8 月 30 日	第 5 回作業部会 ・静岡県立青少年教育施設のあり方に関する基本方針（案）
	10 月 17 日	第 3 回委員会兼第 6 回作業部会 ・前回の委員意見質問等に対する回答
	12 月～3 月	サウンディング型市場調査 ・ダウンサイジングに関する可能性の検討に必要な基礎的調査の実施
	3 月 18 日	第 4 回委員会・第 7 回作業部会 ・市場調査の結果報告及び今後のスケジュールについて検討
令和 6 年度	5 月 21 日	第 1 回委員会兼作業部会 ・県立青少年教育施設のあり方に関する方針（案）の検討
	7 月 3 日	第 2 回作業部会 ・県立青少年教育施設の廃止時期等の検討
	7 月 24 日	第 2 回委員会兼第 3 回作業部会 ・県立青少年教育施設あり方検討委員会報告書（案）の検討
	8 月 28 日	第 3 回委員会兼第 4 回作業部会 ・県立青少年教育施設あり方検討委員会報告書（案）の検討
	11 月 20 日	第 4 回委員会兼第 5 回作業部会 ・県立青少年教育施設あり方検討委員会報告書（案）の検討

委員・作業部会員一覧（※役職名は令和 6 年度のもの）

（本部会）

委員長	教育部理事（政策管理担当）
委員	教育総務課長
〃	財務課長
〃	義務教育課長
〃	高校教育課長
〃	特別支援教育課長
〃	教育施設課長
〃	教育部参事兼社会教育課長

（作業部会）

部会長	教育部参事兼社会教育課長
部会員	教育総務課参事兼課長代理
〃	財務課経理班長
〃	義務教育課課長代理
〃	高校教育課参事兼課長代理兼学校支援班長
〃	特別支援教育課課長代理
〃	教育施設課参事兼課長代理
〃	社会教育課課長代理
〃	焼津青少年の家所長補佐
〃	観音山少年自然の家所長補佐

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

(教育総務課)

1 改正の理由

令和 7 年度の組織改編により、理事（政策管理担当）及び理事（新図書館担当）を廃止し、新たに理事（総括・新図書館担当）及び理事（こども政策連携担当）を設置するため、必要な改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 決裁又は専決に係る決裁者等の変更（第 3 条（1）本庁関係）
- (2) 代決に係る決裁者等の変更（第 4 条（1）本庁関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

＜決裁等事項の比較＞

理事・参事の決裁等事項	R6		R7		
	政策管理	新図書館 学校教育	総括・ 新図書館	学校教育	こども 政策連携
(1) 定例又は臨時の教育委員会会議の議案又は報告事項の総合調整に関すること。	○	×	○	×	×
(2) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援(例年のものを除く。)に関すること。	△	△	△	△	×
(3) 各課間の所掌事務の調整に関すること。	<u>△</u>	<u>△</u>	○ ← ×		×
(4) 本庁の課長の服務管理及び出張命令に関すること。	△	△	△	△	×
(5) その他重要な事務の処理に関すること。	<u>△</u>	<u>△</u>	○ ← ×		×
・ 令和 6 年度は、(1) 以外の事項について、部理事（政策管理担当、新図書館担当）及び部参事（学校教育担当）に、それぞれの所掌に関する専決権を規定 ・ 令和 7 年度は、教育部の所掌事務の総括整理を担うこととなる部理事（総括・新図書館担当）に、(3) と (5) の事項の専決権を集約					

○：特定の事務に限らない、△：特定の事務に限る、×：権限なし。下線部は変更箇所

本 庁
各教育事務所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会事務決裁規程（平成30年静岡県教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正前		改正後	
(決裁又は専決) 第3条 (略) (1) 本庁		(決裁又は専決) 第3条 (略) (1) 本庁	
決裁者等	決裁事項	決裁者等	決裁事項
(略)		(略)	
理事（政策管理担当）	(1) (略) (2) 各課間の所掌事務の調整に関すること（ <u>政策管理に関することに限る。</u> ）。 (3) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（ <u>政策管理に関することに限る。</u> ）。 (4) 本庁の課長の服務管理及び出張命令に関すること（ <u>政策管理に関することに限る。</u> ）。 (5) その他重要な事務の処理に関すること（ <u>政策管理に関することに限る。</u> ）。	理事（総括・新図書館担当）	(1) (略) (2) 各課間の所掌事務の調整に関すること。 (3) 国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（ <u>学校教育に関することを除く。</u> ）。 (4) 本庁の課長の服務管理及び出張命令に関すること（ <u>学校教育に関することを除く。</u> ）。 (5) その他重要な事務の処理に関すること。
理事（新図書館担当）	(1) 各課間の所掌事務の調整に関すること（ <u>新図書館に関することに</u>		

	限る。）。 (2) 国、公共団体その他 公益団体行事に対する 後援（例年のものを除 く。）に関する事（新 図書館に関する事に 限る。）。 (3) 本庁の課長の服務管 理及び出張命令に関す る事（新図書館に関 する事に限る。）。 (4) その他重要な事務の 処理に関する事（新 図書館に関する事に 限る。）。																		
参事（学校教育担 当）	(1) 各課間の所掌事務の 調整に関する事（学 校教育に関する事に 限る。）。 (2)・(3) （略） (4) その他重要な事務の 処理に関する事（学 校教育に関する事に 限る。）。	参事（学校教育担 当）	(1)・(2) （略）																
(略)		(略)																	
(2)・(3) （略）		(2)・(3) （略）																	
2～4 （略） (代決)		2～4 （略） (代決)																	
第4条 （略） (1) 本庁		第4条 （略） (1) 本庁																	
<table><tr><th>決裁者等</th><th>代決者</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>教育部長</td><td>理事（政策管理担当）</td></tr><tr><td>理事（政策管理担 当）</td><td>理事（政策管理担当）が あらかじめ指定した者</td></tr></table>	決裁者等	代決者	(略)		教育部長	理事（政策管理担当）	理事（政策管理担 当）	理事（政策管理担当）が あらかじめ指定した者		<table><tr><th>決裁者等</th><th>代決者</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>教育部長</td><td>理事（総括・新図書館担 当）</td></tr><tr><td>理事（総括・新図 書館担当）</td><td>理事（総括・新図書館担 当）があらかじめ指定し た者</td></tr></table>	決裁者等	代決者	(略)		教育部長	理事（総括・新図書館担 当）	理事（総括・新図 書館担当）	理事（総括・新図書館担 当）があらかじめ指定し た者	
決裁者等	代決者																		
(略)																			
教育部長	理事（政策管理担当）																		
理事（政策管理担 当）	理事（政策管理担当）が あらかじめ指定した者																		
決裁者等	代決者																		
(略)																			
教育部長	理事（総括・新図書館担 当）																		
理事（総括・新図 書館担当）	理事（総括・新図書館担 当）があらかじめ指定し た者																		

理事（新図書館担当）	理事（新図書館担当）が あらかじめ指定した者		
参事（学校教育担当）	（略）	参事（学校教育担当）	（略）
（略）		（略）	
(2)・(3)（略）		(2)・(3)（略）	
2（略）		2（略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和7年4月1日から施行する。